
令和6年度 事業報告書及び財務諸表

自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月31日

1. 令和6年度 事業報告書

2. 令和6年度 財務諸表

＜参考＞ 令和6年度 収支計算書(正味財産増減計算ベース)

3. 監事「監査報告書」(写)

4. 会計監査人「独立監査人の監査報告書」(写)

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

The Japan Containers & Packaging Recycling Association

目 次

(ページ)

1. 令和6年度事業報告書

Ⅰ	総括的概要	1
Ⅱ	事業実施状況	
1.	容リ法及びプラスチック資源循環法に基づく再商品化の着実な実施	7
2.	持続可能な再商品化事業の実現に向けた取り組み	12
3.	不正・不適正行為等の防止への取り組み	21
4.	再商品化義務履行の促進（ただ乗り事業者対策の強化）	22
5.	リチウムイオン電池等危険物混入トラブル防止への取り組み	23
6.	容リ制度見直しに向けた検討への対応・準備	24
7.	容器包装リサイクル等に関する啓発活動の拡充	25
8.	関係主体間の連携の強化	31
9.	協会におけるガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底	31
10.	事務局における人材育成、DXの推進、生産性向上の促進	32
Ⅲ	会議開催状況	
1.	第1回定時理事会・定時評議員会	33
2.	第1回臨時理事会	37
3.	第2回定時理事会・臨時評議員会	38
4.	監事会	40
5.	常設委員会	41
6.	再商品化見通し等報告会	44
7.	その他諸会議等	44
Ⅳ	組織（令和7年3月31日現在）	
1.	組織図	45
2.	役員（理事・監事）・評議員及び会計監査人	46
3.	常設委員会委員	48
Ⅴ	事業報告の附属明細書	52

2. 令和6年度財務諸表

(1)	貸借対照表	57
(2)	正味財産増減計算書	58
(3)	正味財産増減計算書内訳表	60
(4)	キャッシュ・フロー計算書	62
(5)	財務諸表に対する注記	64
(6)	附属明細書	66
(7)	財産目録	67
<参考>	令和6年度 収支計算書（正味財産増減計算ベース）	68

3. 監事「監査報告書」（写）

73

4. 会計監査人「独立監査人の監査報告書」（写）

75

別紙1	市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況	53
別紙2	令和7年度再商品化の実施に向けて行った各種業務（令和6年度）	55

令和6年度

事業報告書

I 総括的概要

2024 年 4-6 月期にわが国の名目 GDP は、年率換算で初めて 600 兆円を超えた。

設備投資も過去最高を更新し 106 兆円を超え、日経平均株価終値は 7 月に 4 万 2 千円台と史上最高値を更新するなど、2024 年度の日本経済には明るい兆しが見られた。

特に、春季労使交渉においては 33 年ぶりとなる高水準の賃上げが実現し、個人消費の下支えに寄与するなど、賃金と物価の好循環に向けた動きが見え始めた。

しかし、企業部門が堅調さを維持しつつも、賃金・所得の伸びが物価上昇を安定的に上回る状況までには至らず、個人消費は力強さを欠いた。

企業の業況感は、全体としては改善が続き、特に売上高の 7 割を占める非製造業は、中小企業も含め 1990 年代初めのバブル期以降で最高水準に及んだ。製造業については、2024 年初めには一時的に業況 DI が低下したが、その後の自動車生産の回復や半導体製造装置の堅調な売上に牽引され、改善傾向が続いた。この他、サービス輸出を牽引するインバウンドについては、訪日外客数が過去最高の 3,687 万人（2024 年年間）に達した。

雇用情勢 DI では、非製造業で過去最大の人手不足超となり、宿泊・飲食サービス、医療・介護等の個人サービスのほか、2024 年問題と相まって建設や運輸・郵便といった産業で人手不足感が特に高くなった。

他方、新型コロナ禍の沈静化に伴い経済社会活動の正常化が進み、各種支援策が縮小・終了する中で、企業の倒産件数は 2024 年に 10,006 件と、11 年ぶりに年 1 万件台となった。物価高倒産は概ね横ばいで倒産件数全体に占める割合は 1 割弱、また人手不足関連倒産は 3 % 程度となっている。

なお、2025 年 1 月以降、国際情勢の不確実性が高まり、政府の掲げる賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行については分岐点にあると見られている。

以上のような経済社会の動向は、当協会の事業にも影響を及ぼしたと推測される。

市町村からの分別基準適合物等の引取量は、令和 3 年度約 128 万トン（過去最多）から、4 年度約 125 万トン、5 年度約 119 万トン、そして 6 年度は約 115 万トンと 3 年連続で減少した。これは、依然として所得の伸びが物価上昇を上回らないことによる消費者の買い控えや人口減少、市町村による独自処理の増加等が影響していると考えられる。

（5、6 年度の引取量には、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、プラスチック資源循環法という。）に基づく分別収集物（以下、プラ分別収集物という。）を含むが、33 条認定分は含んでいない。）

再商品化実施委託契約を締結した特定事業者は、前年度の 79,430 社から 79,919 社と 489 社増加した。令和 4 年度以前のように 8 万社台には僅かに及ばなかったものの、日本全体で倒産・廃業件数が増加する中で、継続的な普及啓発事業及びただ乗り対策活動が一定の効果をもたらしたものと考えられる。

再商品化製品販売量は、過去最多であった令和 3 年度約 100 万トンから、4 年度約 96 万トン、5 年度は約 92 万トン、そして 6 年度約 88 万トン（前年度比▲4.3%）

と前述の引取量に比例し減少傾向にある。他方、再商品化事業者へ支払う委託料総額は、約 493 億円*と前年度（約 476 億円）に比べ 3.6%増加しており、運搬費、人件費、光熱費ほか諸経費の増大が影響していると考えられる。PETボトルについては、有償分収入は約 137 億円と前年度（約 139 億円）とほぼ同水準で推移しているが、利用製品の内訳を見るとボトルが 69.9%と大幅にシェアを拡大しており、飲料業界等の需要動向が大きく影響していると推察される。

（* プラスチック資源循環法第 33 条（認定計画に基づく再商品化）対応分約 22 億円を含む）

令和 6 年度は、従前の容器包装廃棄物に加え、プラスチック資源循環法に基づく特定のプラスチック使用製品廃棄物（以下、製品プラ等という。）の再商品化を実施し 2 年度目となった。結果的には、市町村からの製品プラ等の申込件数や製品プラ等の比率は、当初見込みを下回り伸び悩んだ。また、中間処理場での区分け管理・運搬管理の不徹底とそれによる引取トラブルの発生、新規再商品化事業者による再商品化製品の品質基準未達、市町村による組成調査未実施に伴う契約変更などの課題も散見されたが、適宜適切に対応し再商品化を遂行することができた。

様々な社会経済動向の変動がある中で、令和 6 年度においても着実に再商品化事業を実施し資源循環にも一定の寄与ができたことは、関係各位のご理解と多大なるご協力、ご支援の賜物である。

なお、特に重点となる取り組みは以下のとおり。

〔再商品化事業の持続可能性確保に向けた取り組みの推進〕

ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の 4 素材とも、再商品化事業者の業務管理については、再商品化及び製品販売の実績に関する月次報告の精査と現地検査を主として行った。それにより再商品化実施委託契約の遵守状況を確認し、不適正行為に対しては適切かつ迅速に改善指導や措置を講じた。

また、現地検査においては再商品化の実施状況のみならず、安全・衛生管理、法令遵守についての指導・アドバイスを行ったほか、外部環境の変化に伴う事業への影響等についての情報収集等を実施した。

他方、再商品化製品の品質向上や残渣の削減等に向けては、分別基準適合物及びプラ分別収集物の品質調査を実施するとともに、引取対象市町村への品質改善に向けた取り組みの要請、アドバイスを行った。加えて、市町村による独自処理の動きにも留意し、そうした動向に関する情報収集を行った。

〔プラスチック資源循環法に基づく再商品化の着実な実施〕

プラスチック資源循環法が令和 4 年 4 月に施行され、同法に基づき令和 5 年 4 月から、市町村による製品プラ等の分別収集・再商品化について、①容器包装リサイクル法（以下、容リ法という。）ルートを活用した取り組み、②国が認定する再商品化計画に基づく取り組みと、2 つのスキームによる運用が開始された。

当協会においては、製品プラ等を含むプラ分別収集物の適正な再商品化の実施や品質・収率について確認及び指導を行った。

また、国が認定する再商品化計画については、適正な再商品化を遂行する責任は市町村にあるが、当協会としては、プラスチック製容器包装分の再商品化実施委託料が適正に支払われるよう、市町村・再生処理事業者の報告内容等を確認している。

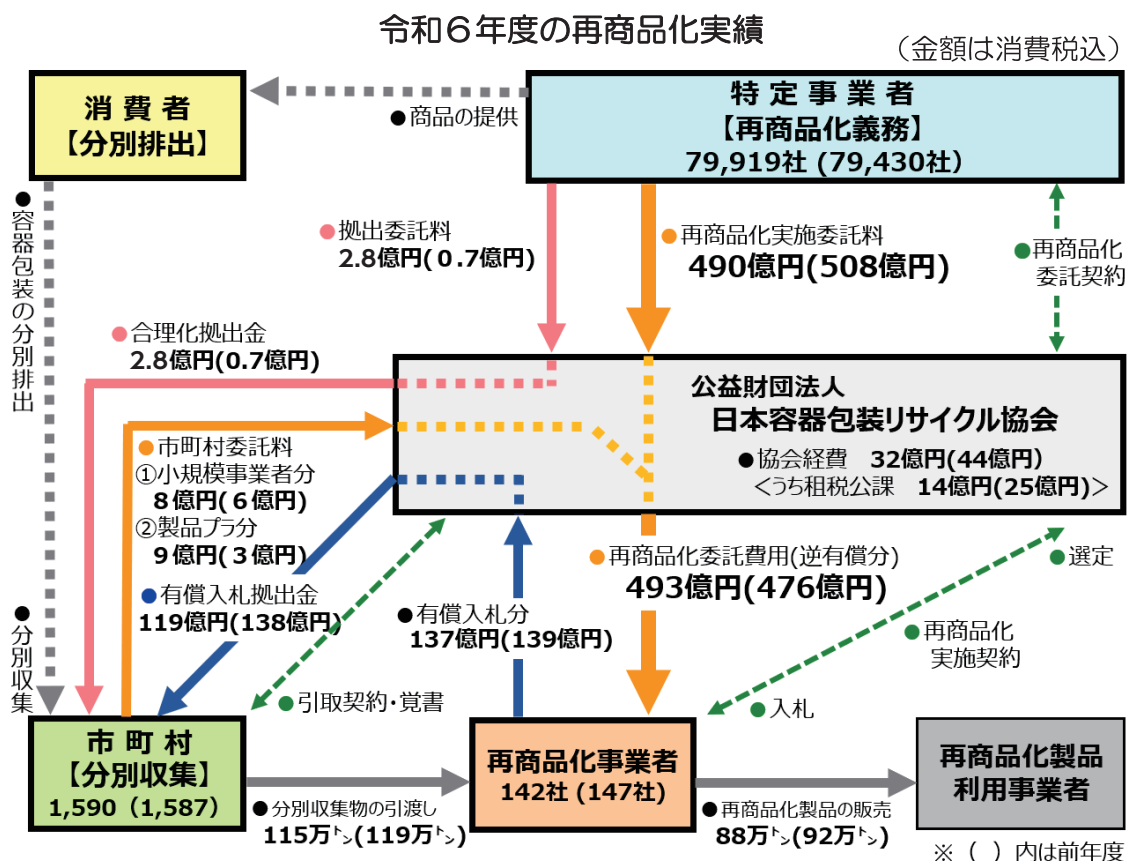
〔再商品化義務履行の促進、容リ制度等に関する啓発活動の拡充〕

容器包装リサイクル制度（以下、容リ制度という。）が導入され既に 30 年弱が過ぎているものの、未だ再商品化義務の不履行特定事業者が少なからず存在していると考えられる。

この対策として、フォローが必要と思われる事業者リストの作成と主務省への提示及び指導強化の要請、業界団体等に対する傘下の企業への周知・啓発に関する協力の依頼など、義務履行に向けたアプローチを強化し継続的に行った。こうした取り組みに伴い、令和 6 年度においては、過年度の再商品化義務不履行の遡及分について、482 社(前年度 389 社)から約 5 億 2 千万円（同約 5 億 3 千万円）の支払いを得た。

また、容リ制度への理解と協力を広く社会に促すため、わかりやすく親しみやすいホームページへと全面リニューアルを実施し、さらに会報（容リ協ニュース）や年次レポートのコンテンツの拡充、環境に関する展示会「エコプロ」における展示内容・構成の大幅な見直しなど、広報・啓発活動の一層の改善、強化を行った。

《再商品化実績》



令和6年度に、当協会に再商品化の実施を委託した特定事業者は、79,919社（前年度は79,430社）と5年度ぶりに増加（前年度比+489社）した。時系列で見ると、平成27年度に初めて8万社を超え、令和元年度には81,555社に達したが、その後は減少傾向が続き、令和5年度から8万社を割り込んでおり、関係各位と協力してただ乗り事業者対策に取り組んでいる。

特定事業者が負担した再商品化実施委託料の総額は約490億円（前年度約508億円、前年度比▲3.6%）となった。再商品化実施委託料は、市町村から実際に引き取った4素材の容器包装の処理に充当する費用であり、引取量に応じた再商品化実績に基づき精算を行う。このため、再商品化実施委託単価は上昇したものの、次に記載の引取量の減少に伴い、再商品化実施委託料の総額は減少した。なお素材別でみると、再商品化実施委託料の約90%をプラスチック製容器包装が占めている。

市町村からの4素材合計の容器包装廃棄物（分別基準適合物）及びプラ分別収集物の引取実績は、1,590市町村（前年度1,587）から、115万4,283トン（同118万8,924トン）となり、34,641トン減少（前年度比▲2.9%）した。

引取量の推移をみると、新型コロナ禍中にあった令和3年度に過去最多（127万8,154トン）となった後、令和4年度以降、3カ年連続で減少している。この減少については、物価高騰による消費行動の変化のほか、市町村によるPETボトルの独自処理の増加やプラスチックにおける認定ルートの増加の影響も考えられる。

再商品化事業者に支払う再商品化委託費用については、約493億となり、前年度より3.6%増加している。この要因としては、運搬費、人件費、光熱費など事業運営に要する様々な費用の高騰が推察されるほか、プラスチック資源循環法第32条対応の製品プラ等に係る費用増（約8億4,300万円；費用負担者は市町村、前年度約2億9,100万円）が影響している。そして、再商品化事業の落札単価は、全素材で前年度よりも上昇した。

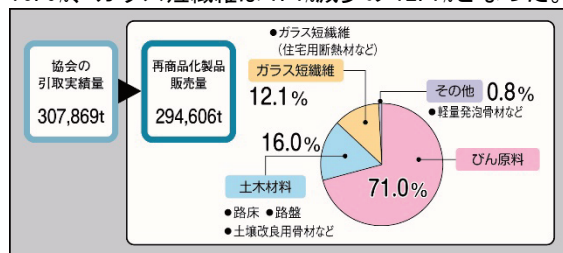
PETボトルに関しては、令和6年度の有償・逆有償を併せた通期の落札単価が▲65,208円/トンと、前年度（▲52,444円）よりも有償に振れ、落札数量中の有償分比率は96.9%（同97.0%）と前年度と同等であった。一方で引取量が前年度よりも減ったことから、有償分委託料（再商品化事業者が当協会に受託料を支払い再商品化を実施）は約136億8,300万円（前年度約139億3,700万円）となった。

再商品化製品販売量は、4素材（プラ分別収集物由来を含む）合計で87万7,900トン（前年度91万9,547トン、前年度比▲4.5%）となった。

素材ごとのリサイクルのゆくえ

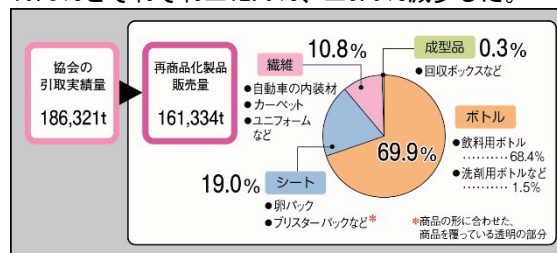
ガラスびんのリサイクルのゆくえ

71.0%（前年度比 0.6%増）がびん原料として再びガラスびんに戻っている。土木材料は同 0.8%増の 16.0%、ガラス短繊維は 1.4%減少の 12.1%となった。



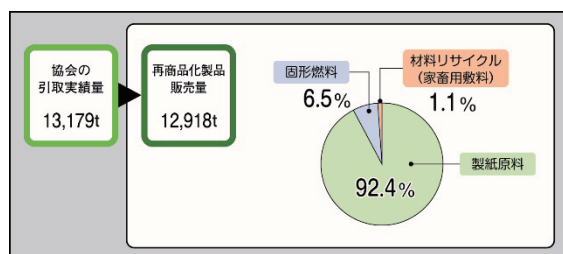
PETボトルのリサイクルのゆくえ

前年度に続きボトルが大幅に増え 69.9%となり、初めて 2/3 を超えた。他方、シートは 19.0%、繊維は 10.8%とそれぞれ▲12.0%、▲3.9%減少した。



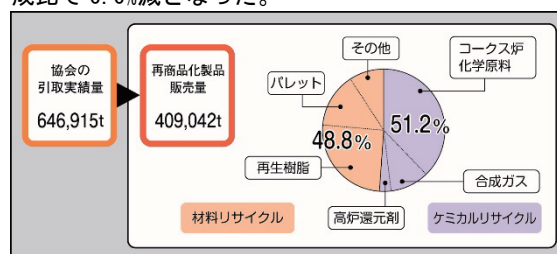
紙製容器包装のリサイクルのゆくえ

全体の 92.4%（前年度比 0.3%増）が製紙原料となっている。全用途において、前年度から構成比に大幅な変動はなかった。



プラスチック製容器包装及びプラ分別収集物のリサイクルのゆくえ

ケミカルリサイクルが 51.2%、材料リサイクルは 48.8%となり、前年度からケミカルリサイクルが構成比で 6.6%減となった。



※実績量を用いて計算しているため、再商品化製品販売量の利用用途割合の合計値は 100%にならない場合がある。

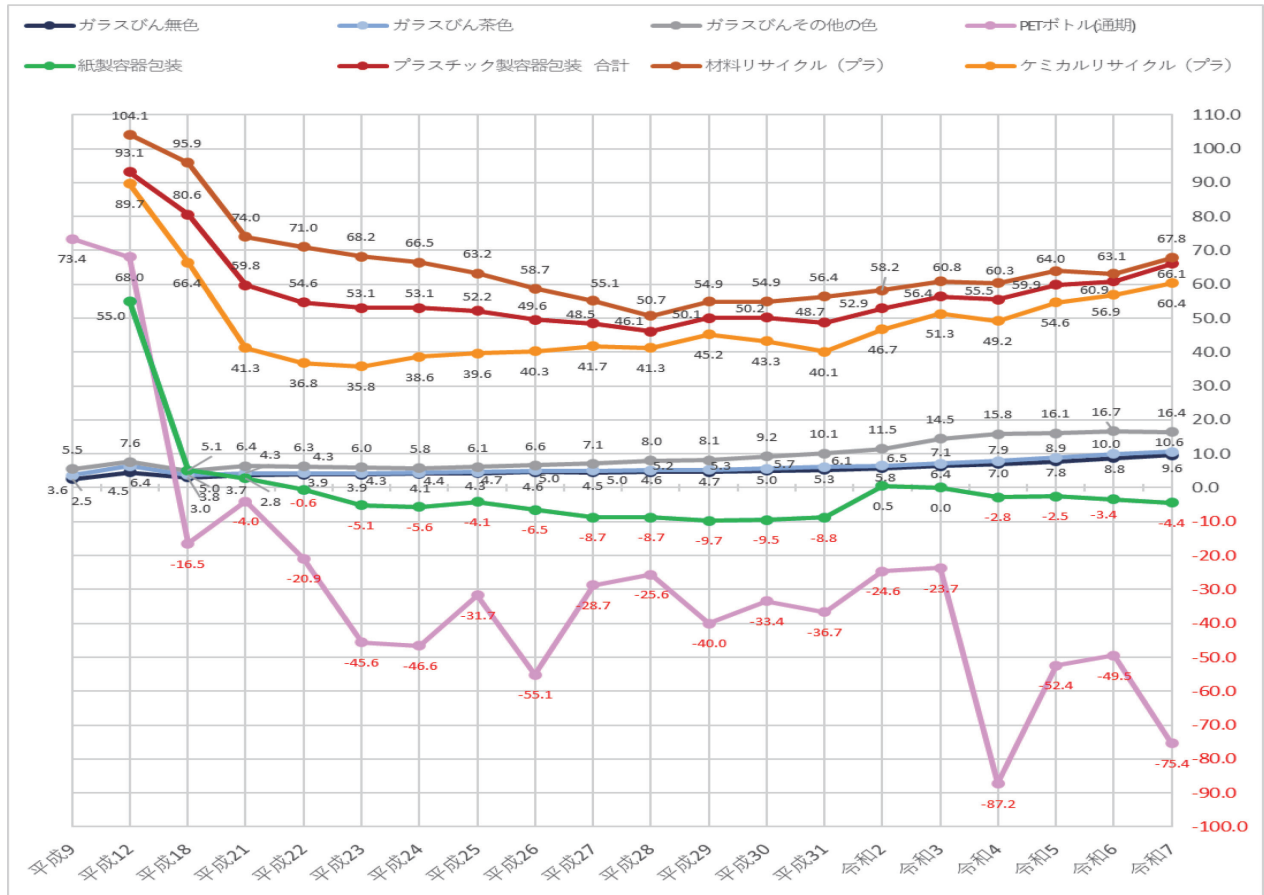
《令和 7 年度再商品化事業の入札選定結果（落札状況）及び落札単価の推移》

登録審査（令和 6 年 7 月登録申請、8～11 月登録審査）に合格した事業者を対象に、令和 6 年 12 月～令和 7 年 2 月の間に（ガラスびん及び紙：12/20～1/31、プラスチック：12/20～1/10、PETボトル：1/14～1/31）、市町村の保管施設ごとに一般競争入札を行い、分別基準適合物ごと（プラ分別収集物を含む）に令和 7 年度の再生処理事業者（ガラスびん 43 社、PETボトル＜上期＞33 社、紙 41 社、プラスチック 37 社）を決定し、再商品化実施契約を締結した。

なお、PETボトルについては年間 2 回（上期・下期）の入札を行っており、下期入札は令和 7 年 9 月末までに実施契約を締結すべく、同年 7 月に入札選定を行う。（次頁の表に掲載の令和 7 年度の PETボトルの平均落札単価は上期落札分）

素材ごとの落札結果などの詳細は、P-13～15 参照。

再商品化（リサイクル）事業の平均落札単価の推移



※単価は税抜、小数点第二位を切り捨てて表示、令和7年度のPETボトルの落札単価は上期分

令和7年度分の落札単価（加重平均）はPETボトルと紙製容器包装は有償に振れ（PETボトル▲25,912円(上期比較)、紙製容器包装▲1,007円）、ガラスびん（ガラスびん合計+259円）、プラスチック製容器包装（+5,182円）は前年度よりも上昇した。この上昇要因としては、運搬費、人件費、電気代、燃料費など様々なコストの高騰が考えられる。

PETボトルに関しては、令和7年度上期の落札単価は-75,438円/トンと、前年度同期（-49,526円）よりも25,912円有償の方向に振れ、有償分比率は落札数量で98.8%（同95.3%）となるが令和6年度下期（落札単価-84,548円/トン、有償比率98.9%）と比較すると逆有償に振れている。

プラスチック製容器包装（プラ分別収集物を含む）の落札単価は、手法別に見ると、材料リサイクルは67,799円/トン（前年度比+4,668円、+7.4%）と上昇し、ケミカルリサイクルも60,385円/トン（前年度比+3,490円、+6.1%）と上昇している。なお、プラ分別収集物の落札単価も62,887円/トンと前年度より3,055円上昇した。

Ⅱ 事業実施状況

容リ法（第 21 条）に基づく指定法人として、またプラスチック資源循環法（第 32 条）に定めるプラ分別収集物の再商品化委託先として、さらにプラスチック資源循環法（第 35 条）による容リ法の特例適用（分別基準適合物のみなし規定）に基づき、令和 6 年度においても、容器包装廃棄物及び製品プラ等の適正な再商品化等を行った。

このほか、再商品化事業の推進に資するため、i. 情報の収集・提供、ii. 調査研究、iii. 説明会の開催、iv. 関係機関等との連携に取り組んだ。

定款に定める通り、当協会の目的はこれら事業の実施によって廃棄物の適正処理と資源の有効利用を確保し、もって生活環境の保全と国民経済の健全な発展に寄与することであり、常にこの目的を意識したうえで、業務の遂行に取り組んでいる。

令和 6 年度に実施した具体的な事業活動は、以下の通りである。

1. 容リ法及びプラスチック資源循環法に基づく再商品化の着実な実施

指定法人である当協会が容リ法に基づき実施する再商品化業務は、商品の販売・輸入において容器や包装を用いる事業者及び容器を製造している事業者（以下、「特定事業者」という）から受託した容器包装（ガラスびん（無色・茶色・その他の色の 3 区分）、PET ボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の 4 素材）の再商品化業務、及び市町村から受託した小規模事業者分の容器包装の再商品化業務である。令和 5 年度からは、これに加え、プラスチック資源循環法に基づく事業も実施している。（その内容は、別途 P-11～12 の「（6）プラスチック資源循環法に基づく再商品化」に記載）

令和 6 年度における特定事業者の再商品化義務総量

下段（ ）内は前年度の数値、単位：千トン

特定分別基準 適合物	6 年度分別 収集計画量 (a)	うち 6 年度の 独自処理 予定量 (b)	6 年度の分別収集見込 総量から 6 年度の市町村独自処理 予定量を控 除した量 (c)	6 年度再商 品化見込量 (d)	c、d の うちい ずれか少 ない量を基 礎として 算出した 量 (e)	特定事業者 責任比率 (%) (f)	6 年度 再商品化 義務総量 (e) × (f) × 1/100
ガラスびん (無色)	261 (265)	162 (-)	99 (-)	156 (156)	99 (-)	95 (96)	94.05 (149.76)
ガラスびん (茶色)	208 (210)	107 (-)	101 (-)	159 (160)	101 (-)	88 (88)	88.88 (140.80)
ガラスびん (その他の色)	197 (198)	54 (-)	143 (-)	205 (205)	143 (-)	92 (92)	131.56 (182.16)
PET ボトル	340 (334)	120 (-)	220 (-)	759 (640)	220 (-)	100 (100)	220.00 (334.00)
紙製容器包装	83 (94)	65 (-)	18 (-)	297 (304)	18 (-)	99 (99)	17.82 (18.81)
プラスチック 製容器包装	770 (753)	52 (-)	718 (-)	1,337 (1,309)	718 (-)	99 (99)	710.82 (745.47)

（備考）1. 特定事業者の多くは、本表の義務総量に基づいて計算される「再商品化義務量」に応じた再商品化義務履行の代行を当協会に委託している。

2. (e)はR 6 年度より特定分別基準適合物によらず、分別収集見込総量より、環境省が公表した市町村独自処理予定量を差し引いた値と、再商品化見込量のいずれか少ない量を用いることに変更された。

主務大臣の認可を受けた素材ごとの令和6年度再商品化実施委託単価

素 材		再商品化実施委託単価＜消費税抜き＞
ガラスびん	無色	10,400 円 (6,000 円) / トン
	茶色	13,500 円 (8,200 円) / トン
	その他の色	21,400 円 (16,100 円) / トン
P E T ボトル		6,500 円 (14,000 円) / トン
紙製容器包装		25,000 円 (23,000 円) / トン
プラスチック製容器包装		62,000 円 (58,000 円) / トン

※ () 内は前年度委託単価

(1) 特定事業者からの再商品化の受託

当協会では、特定事業者から容器包装の使用量に応じた再商品化を受託するにあたり、オンラインまたは各地商工会議所・商工会を通じて申込みを受け付けた。令和6年度の特定事業者からの再商品化受託実績は次の通り。

令和6年度再商品化の受託実績（特定事業者分） () 内は前年度

素 材	受託社数 (注)	受託量 (トン)	受託金額 (千円) 消費税込
ガラスびん	2,892 (2,911)	269,059 (396,862)	4,677,769 (4,573,192)
無色	2,450 (2,464)	85,666 (137,348)	980,014 (906,494)
茶色	1,233 (1,234)	71,267 (106,940)	1,058,318 (964,595)
その他の色	1,025 (1,018)	112,126 (152,575)	2,639,437 (2,702,102)
P E T ボトル	1,151 (1,162)	155,474 (219,392)	1,111,639 (3,378,642)
紙製容器包装	66,842 (66,446)	20,330 (21,837)	558,729 (552,128)
プラスチック製容器包装	78,497 (78,136)	823,229 (838,215)	56,081,454 (53,436,328)
合 計	79,919 (79,430)	1,268,092 (1,476,307)	62,429,591 (61,940,290)

- (備考) 1. 1社で複数の素材を扱っている場合もあるため、素材ごとの受託社数の合計と合計欄の受託社数は一致しない。また、受託社数は、一括代理人契約により本部等で一括申込みを行っているコンビニエンスストア（フランチャイズの直営店は除く）や新聞販売所等は個店を1社としてカウントしている。
2. 本表の実績は、令和7年3月末日現在、確定精算前の数値。

受託量は特定事業者自らが、過年度に利用・製造等した容器包装の実績量をベースに算定係数を乗じて当協会に申し込む量となっている。算定係数の根拠となる、国が決定する再商品化義務総量の計算方法が、令和6年度分から特定分別基準適合物の素材によらず、分別収集見込総量より環境省が公表した市町村独自処理予定量を差し引いた値と、再商品化見込量のいずれか少ない量を用いることに変更されたことにより、受託量は4素材全てで減少した。

(2) 市町村からの再商品化の受託

①市町村負担分（小規模事業者分）

容器包装の再商品化義務の対象外となっている小規模事業者（容リ法第2条第11項の四）に係る再商品化費用は市町村負担とされており、当協会では市町村と小規模事業者に係る再商品化の実施契約を締結し、令和6年度再商品化委託単価に基づき再商品化を受託・実施した。なお、P E T ボトルの利用・製造等事業者には小規模事業者が存在しないことから受託量0トンで再商品化費用は発生しなかった。

令和6年度再商品化の受託実績（市町村負担分） （ ）内は前年度

素 材	受託量 (ト)	受託金額 (千円)	消費税込
ガラスびん	23,121 (22,693)	401,813	(271,474)
無色	4,365 (3,522)	49,938	(23,244)
茶色	10,316 (10,505)	153,193	(94,756)
その他の色	8,440 (8,666)	198,682	(153,474)
P E Tボトル	0 (0)	※ 153	(※ 121)
紙製容器包装	127 (134)	3,483	(3,384)
プラスチック製容器包装	5,354 (5,594)	365,132	(354,254)
合 計	28,602 (28,421)	770,583	(629,234)

（備考）本表の実績は令和7年3月末日現在の数値。 ※圧縮梱包されていない丸ボトルの運搬費

②製品プラ等分

プラスチック資源循環法のスキームに基づく再商品化事業が2年目を迎えた。このうち、第32条対応（容リ法ルートを活用した再商品化）におけるプラ分別収集物中の容リプラ以外の製品プラ等については87市町村及び一部事務組合（以下、「市町村等」という）（90保管施設）から受託し、その量及び金額は以下の通りであった。

令和6年度再商品化の受託実績（製品プラ等分） （ ）内は前年度

素 材	受託量 (ト)	受託金額 (千円)	消費税込
製品プラ等	13,604 (4,719)	931,312	(324,939)

（備考）本表の実績は令和7年3月末日現在の数値。

（3）市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況

当協会では、全国1,741の市町村（令和6年4月1日現在、東京23区含む）のうち、1,590（前年度1,587）と令和6年度業務実施契約（プラスチック資源循環法の委託契約を含む）を締結した。当該市町村が家庭から分別収集する使用済み容器包装及びプラ分別収集物を保管する全国1,676（前年度1,659）の保管施設ごとに、入札を実施し、素材ごとに選定した再商品化事業者（2.（1）②参照）に再商品化業務を委託した。

令和6年度に市町村から引き取った使用済み容器包装の総量は、ガラスびん307,869トン（前年度比▲2.0%）、P E Tボトル186,321トン（同▲9.1%）、紙製容器包装13,179トン（同▲5.2%）、プラスチック製容器包装及びプラ分別収集物646,915トン（同▲1.4%）、合計1,154,283トン（▲2.9%）であった。

詳細は、別紙1「市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況」に記載の、①対象市町村数・保管施設数、②契約量・引取実績量・引取達成率、③再商品化製品利用状況のとおりである。

（4）再商品化実施委託料金及び拠出委託料金の精算

令和7年6月には令和6年度の再商品化実施委託料金の精算に加え、令和5年度の拠出委託料金の精算も行う。個々の特定事業者の精算金額は、素材ごとに次の計算式で算出される。

(令和 6 年度分再商品化実施委託料金 精算金額)

再商品化実施委託料金の精算金額 (B) × 個別特定事業者の令和 6 年度予定実施委託料金

令和 6 年度再商品化予定実施委託料金の総額 (精算前 A)

【注】精算率 = $B / A \times 100\%$

(令和 5 年度分抛出委託料金 精算金額)

抛出委託料金の精算金額 (B) × 個別特定事業者の令和 5 年度予定抛出委託料金

令和 5 年度再商品化予定抛出委託料金の総額 (精算前 A)

【注】精算率 = $B / A \times 100\%$

(5) 市町村への資金抛出

① 容り法第 10 条の 2 に基づく市町村への資金の抛出

容り法第 10 条の 2 に基づく「市町村への資金抛出制度」は、市町村等が当協会に引き渡す分別基準適合物に関する、異物混入や汚れ等の防止・低減努力等による品質面及び費用面での寄与に応じて資金抛出する仕組みである。各年度分を翌年 9 月に該当する市町村等へ抛出している。

抛出額は下表のとおりであり、令和 5 年度分については PET ボトルのみで、1,152 市町村に対して 2 億 7,705 万円を令和 6 年 9 月末に抛出した。

合理化抛出金推移

(金額単位：億円)

	28 年度分	29 年度分	30 年度分	元年度分	2 年度分	3 年度分	4 年度分	5 年度分
ガラスびん	—	0.22	—	—	—	—	—	—
PET ボトル	0.61	0.12	—	—	—	—	0.70	2.77
紙製容器包装	0.03	0.01	0.01	0.00	—	—	—	—
プラスチック製容器包装	24.38	—	—	1.38	—	—	—	—
合計	25.02	0.35	0.01	1.39	0	0	0.70	2.77

② 有償入札に伴う市町村への資金の抛出

PET ボトル及び紙製容器包装の一部の有償入札 (= 再商品化事業者が有償で再商品化を受託する入札) に伴う収入については、該当する市町村等に対して引取量及び落札単価に応じた資金抛出を実施した。令和 6 年度は、979 市町村等へ約 119 億 700 万円 (令和 5 年度は 1,090 市町村等へ約 138 億 900 万円) を抛出した。

なお、市町村ごとの抛出情報については、ホームページにて公表している。

有償入札に伴う抛出金推移

(金額単位：億円)

	28 年度分	29 年度分	30 年度分	元年度分	2 年度分	3 年度分	4 年度分	5 年度分	6 年度分
ガラスびん	0.00	0.00	0.00	0.00	—	—	—	—	—
PET ボトル	51.68	77.83	73.24	87.69	77.02	60.43	170.33	137.15	118.15
紙製容器包装	2.17	2.31	2.23	2.08	0.66	0.57	0.99	0.93	0.92
プラ製容器包装	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	53.86	80.14	75.47	89.77	77.68	61.01	171.32	138.09	119.07

(6) プラスチック資源循環法に基づく再商品化

令和5年4月より、プラスチック資源循環法に則り新たなスキームに基づく再商品化事業を開始している。

令和6年度に対象となった市町村等数は、第32条（容リプラと製品プラ等の一括再商品化）に基づくものが87（前年度35）、そして第33条（認定計画による再商品化）に基づくものが13（前年度3、製品プラ等の一括再商品化のみの認定計画を含まない）であった。

これらの再商品化実績量及び再商品化委託料については次表のとおり。

税込、（ ）内は前年度

	市町村からの引取量（トン）	再商品化委託料（千円）
容リ法（従来ルート） プラ容器包装	541,294(621,804)	41,599,275（41,943,276）
プラ法32条（容リルート） プラ容器包装	92,017（29,287）	
プラ法33条（認定計画） プラ容器包装	※ 35,728（14,867）	2,174,693（910,415）
合計	669,039(665,958)	43,773,968（42,853,690）

※認定事業者が引取り

	市町村からの引取量（トン）	再商品化委託料（千円）
プラ法32条（容リルート） 製品プラ等	13,604（4,719）	843,115（290,688）

また、具体的な取り組みは次のとおり。

① プラスチック資源循環法 第32条対応（容リ法ルートを活用した再商品化）

令和5年度からプラ分別収集物の再商品化が開始されたが、プラ分別収集物に含まれる製品プラ等の量が少ないため、収率・品質への影響などを把握しきれていないことが想定され、再生処理事業者は大きな設備変更をしていない状況である。そのような状況の中、製品プラ等を含むベールを再商品化した時に、再生処理ガイドラインで定める収率や再商品化製品の品質基準を満たしているかを確認するため、継続してプラスチック製容器包装の再商品化とプラ分別収集物の再商品化を区分けして管理・処理を行った。

令和6年度においては、プラ分別収集物の収率や再商品化製品の品質は概ねガイドライン基準を達成したが、一部に未達成の事例が発生し、これについては対策を実施し、改善されたことを確認している。

全体を通して、令和6年度の製品プラ等の市町村申込量は前年より増加しており、令和7年度以降も同様の傾向となっているため、注視が必要である。

② プラスチック資源循環法 第33条対応（認定計画に基づく再商品化）

令和6年度において国から計画認定を受けた市町村等数は17（製品プラ等の

一括再商品化のみの認定計画数4を含む）であった（令和6年度から開始の認定計画数は14）。

認定計画に基づく適正な再商品化を実施する責任は市町村にあるが、当協会としては、プラスチック製容器包装分の再商品化実施委託料を適正に支払うため、生産管理月報の内容等を確認している。

一部の認定計画で計画通り再商品化が進まない事案があったため、国と相談のうえ支払いを留保したが、その後、問題が解決されたため支払いを行った。

2. 持続可能な再商品化事業の実現に向けた取り組み

（1）適正な再商品化業務の管理と更なる運用の改善

適正な再商品化の履行とコスト保持のため、登録制度を通じた再商品化事業者の選定と、入札制度を通じた競争による再商品化実施費用の決定を行っている。

① 令和7年度入札に向けた再商品化事業者登録

令和7年度再商品化業務への入札参加を希望する再商品化事業者の登録に関して、令和6年7月に募集、8～10月に書面審査、現地審査を行った。その後、11月には弁護士と消費者代表に外部監査人として臨席いただき登録審査過程・内容の透明性と公平性を担保しつつ、判定会議を開催し登録事業者を決定した。なお、令和5年度分入札からプラスチックに関しては、従来のプラスチック製容器包装廃棄物（以下、「容リプラ」という。）のみならず製品プラ等の再商品化業務の実施を希望する事業者についても登録の対象としている。令和7年度分登録からプラスチックに関して複数社で再商品化を実施する場合の対応として一部ジョイントによる登録を認めることとしたが申請者は無かった。

各事業者の審査は、再生処理施設的能力、再商品化製品の品質、販売能力や財政的基礎などに関し、第三者の専門機関の協力のもと再生処理ガイドラインや審査マニュアル等に照らし合わせて行った。なお、財政的基礎の審査においては、債務超過等の問題を有する事業者について必要に応じ中小企業診断士等による財務診断を実施し、再商品化事業の委託に支障があると判断された事業者は欠格としている。

② 令和7年度再商品化事業者の入札選定

上記審査に合格し登録した事業者を対象として、保管施設ごとに一般競争入札を行い、分別基準適合物ごと（プラ分別収集物を含む）の落札事業者を決定のうえ、再商品化実施契約を締結した。令和7年度再商品化事業に向けた入札選定結果（落札状況）は以下の通りである。

なお、PETボトルの入札は、経済情勢の急激な変動等が再商品化市場へ及ぼす影響に適切に対応するため、平成26年度以降は上期・下期の年2回入札を実施している。令和7年度分に関しては、上期分入札を令和7年1～2月に実施し、下期分入札については令和7年7月に行う予定である。

イ) ガラスびん・紙・プラスチック

注：（ ）内は前年度

素 材	登録申込	登録	落札
ガラスびん	50 社 (50 社)	50 社 (50 社)	43 社 (46 社)
紙	48 社 (49 社)	48 社 (49 社)	41 社 (42 社)
プラスチック（容リ プラ及び製品プラ 等。白色トレイを除 く。）	登録施設区分 1	1 社 (1 社)	0 社 (0 社)
	登録施設区分 2 及び 3	43 社 (41 社)	34 社 (34 社)
白色トレイ	3 社 (3 社)	3 社 (3 社)	3 社 (2 社)

- (備考) 1. 地域別・品目別の入札選定結果(保管施設名、特定分別基準適合物の種類、再商品化事業者名、工場名、落札トン数、落札単価、構成市町村)は当協会ホームページで公表(令和7年4月)。
 2. 本表の登録申込実績は登録書類選考時、登録実績は最終判定会議終了時の数値による。
 3. 登録施設区分1の事業者は容リプラ対応の施設に、登録施設区分2及び3の事業者は容リプラ及び製品プラ等対応の施設に入札できる。(区分2は一般廃棄物施設設置許可のみ有り、区分3は産業廃棄物施設設置許可も有り。令和6及び7年度については産業廃棄物を含む登録施設区分3の申込みは無し。

ロ) PETボトル(令和7年度上期分)

注：（ ）内は前年度

素 材	登録申込	登録	落札	
			上期	下期
PET ボトル	44 社 (43 社)	44 社 (42 社)	33 社 (33 社)	—(34 社)

- (備考) 1. 地域別・品目別の入札選定結果(保管施設名、特定分別基準適合物の種類、再商品化事業者名、工場名、落札トン数、落札単価、構成市町村)は当協会ホームページで公表(令和7年4月)。
 2. 令和7年度下期入札は、令和7年7月実施予定のため、下期落札欄は空欄となっている。
 3. 本表の登録申込実績は登録書類選考時、登録実績は最終判定会議終了時の数値による。

③ 令和7年度落札単価 (素材ごと、前年度比較、令和7年3月末現在)

上記②の入札による令和7年度再商品化事業の落札単価は、次表の通り。

なお、プラスチック製容器包装については、落札単価の適正化を目的として平成30年度以降の入札において、上限値の設定、優先入札枠における総合的評価に基づくボーダーラインの設定、優先入札辞退・一般枠への移行の許容、入札説明会における優先・非優先別の入札者リストの提示などの運用を導入しており、プラスチック資源循環法の運用開始後もこれを踏襲している。上限値は、容リプラについては当協会が全国一律に定め、製品プラ等については各申込市町村が保管施設ごとに定めている。

イ) ガラスびん

<ガラスびん色別落札単価(加重平均):消費税抜き>

	落札単価 (円/トン)		
	令和7年度 (a)	令和6年度 (b)	前年度比 (a-b)
無 色	9,577	8,824	753
茶 色	10,629	10,029	600
その他の色	16,399	16,681	▲282
ガラス全体	12,577	12,318	259

ロ) PETボトル

＜PETボトル（上期）落札単価（加重平均）：消費税抜き＞

		落札単価（円/トン）			
		令和7年度 上期分(a)	令和6年度 上期分(b)	前年度同期比 (a-b)	【参考】 令和6年度下期分
PET 全体		-75,438	-49,526	▲25,912	-84,548
	有償分	-78,077	-54,151	▲23,926	-87,016
	逆有償分	140,298	44,194	96,104	138,958

ハ) 紙製容器包装

＜紙製容器包装落札単価（加重平均）：消費税抜き＞

		落札単価（円/トン）		
		令和7年度(a)	令和6年度(b)	前年度比(a-b)
紙全体		-4,375	-3,368	▲1,007
	有償分	-12,217	-10,295	▲1,922
	逆有償分	13,627	13,136	491

二) プラスチック製容器包装等

i. プラスチック製容器包装手法別落札単価（加重平均）：消費税抜き

		落札単価（円/トン）		
		令和7年度(a)	令和6年度(b)	前年度比(a-b)
材料リサイクル	白色トレイ	59,334	61,057	▲1,723
	白色トレイ以外	67,799	63,131	4,668
ケミカルリサイクル	油化	-	-	-
	高炉還元剤化	54,779	46,106	8,673
	コークス炉化学原料化	62,874	59,106	3,768
	合成ガス化	58,205	53,529	4,676
	プラスチック製容器包装全体	66,081	60,899	5,182

（備考）白色トレイとは、白色の発泡スチロール製食品用トレイのこと。
上記表 i には、下記 ii の容リプラは含まれていない。

ii. プラ分別収集物の落札単価（加重平均）：消費税抜き

	総合単価（円/トン）			容リプラ（円/トン）			製品プラ等（円/トン）		
	令和7年度 (a)	令和6年度 (b)	前年度比 (a-b)	令和7年度 (a)	令和6年度 (b)	前年度比 (a-b)	令和7年度 (a)	令和6年度 (b)	前年度比 (a-b)
材料リサイクル	65,472	62,999	2,473	65,504	63,013	2,491	65,258	62,900	2,358
ケミカルリサイクル	58,338	57,702	636	58,258	57,545	713	58,872	58,603	269
プラ分別収集物全体	62,887	59,832	3,055	62,881	59,774	3,107	62,928	60,187	2,741

（備考）プラ分別収集物の落札選定は、総合単価を基に行う。

<参考> プラスチック製容器包装のリサイクル手法の定義など

リサイクル手法		定 義	利用用途
材料リサイクル		異物を除去、洗浄、破碎その他の処理をし、ペレット等のプラスチック原料を得る	パレット、コンパネ、擬木、成形品等
ケミカルリサイクル	油化	異物の除去、破碎、脱塩素、熱分解、精製その他の処理をし、炭化水素油を得る	化学工業での原材料燃料
	高炉還元剤化	異物の除去、破碎、塩ビ除去、検査、分級その他の処理をし、高炉で用いる還元剤を得る	高炉還元剤
	コークス炉化学原料化	異物の除去、破碎、検査、分級その他の処理をし、コークス炉で用いる原料炭の代替物を得る	コークス（還元剤） 炭化水素油（化学原料） ガス（発電）
	ガス化	異物の除去、破碎、熱分解、改質、精製その他の処理をし、水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得る	アンモニア・メタノール等の化学原料
固形燃料化等		異物の除去後、固形燃料等の燃料を得る	燃料

（備考） 1. 緊急避難的、補完的手法として位置づけられている固形燃料化等の手法については、再生処理事業者の登録は実施しているが、入札の対象とはしていない。
2. 高炉還元剤化及びコークス炉化学原料化の定義欄に記載の分級とは、粒の大きさを揃えること。

再商品化業務を厳正かつ着実に遂行するため、再商品化事業者に関しては、再商品化実施委託契約書の記載事項の遵守状況を月報等で確認するとともに、現地検査を通じ適切な事業者管理に努めた。

特に、残渣処理の状況、引取量の変動、再商品化製品の需要・市場動向などに留意し、保管場所の確保を含めた在庫管理状況の的確な把握を図った。加えて、いわゆる 2024 年問題として、運搬事業者の労働時間の上限規制が適用されることに伴い、運搬事業者やドライバーの確保が従来以上に難しくなることを想定し、運搬事業者の委任状提出（ジョイントグループの形成）に関する総点検を実施した。また、現地検査の際には安全衛生・環境等に関するアドバイスなども実施している。

令和 6 年度に行った素材ごとの現地検査の実績は次のとおり。

令和 6 年度現地検査の実績

素 材	実 績（前年度）	
ガラスびん	46 社 51 施設	(42 社 46 施設)
PET ボトル	34 社 36 施設	(28 社 30 施設)
紙製容器包装	37 社 47 施設	(37 社 44 施設)
プラスチック製容器包装 及びプラ分別収集物	36 社 44 施設	(33 社 38 施設)

（備考）上記現地検査には、登録審査時の現地審査、あるいは再商品化製品利用事業者に対する調査などは含まれていない。

このほか、再商品化業務の効率化を図るべく、素材ごとに再商品化事業者の管理に関して、手続きや規制等の継続的な点検と合理化を図った。

（2）再商品化能力・事業者の確保・拡充に向けた取り組み

令和 6 年度は、資源・エネルギー価格の高止まり、円安継続等による輸入物価の高止まり、世界的なインフレ懸念等の環境下で、再商品化事業者は、人件費をはじめ、運搬費、電気代、燃料費など様々な価格の高騰に直面し厳しい状況にあ

った。当協会登録の再商品化事業者数は、プラスチック容器包装で2社増えたものの、他素材は増えておらず持続的な事業遂行のため再商品化事業者の確保が急務である。（7年度登録事業者は、PETボトルにおいて2社増、その他は減少もしくは不変）

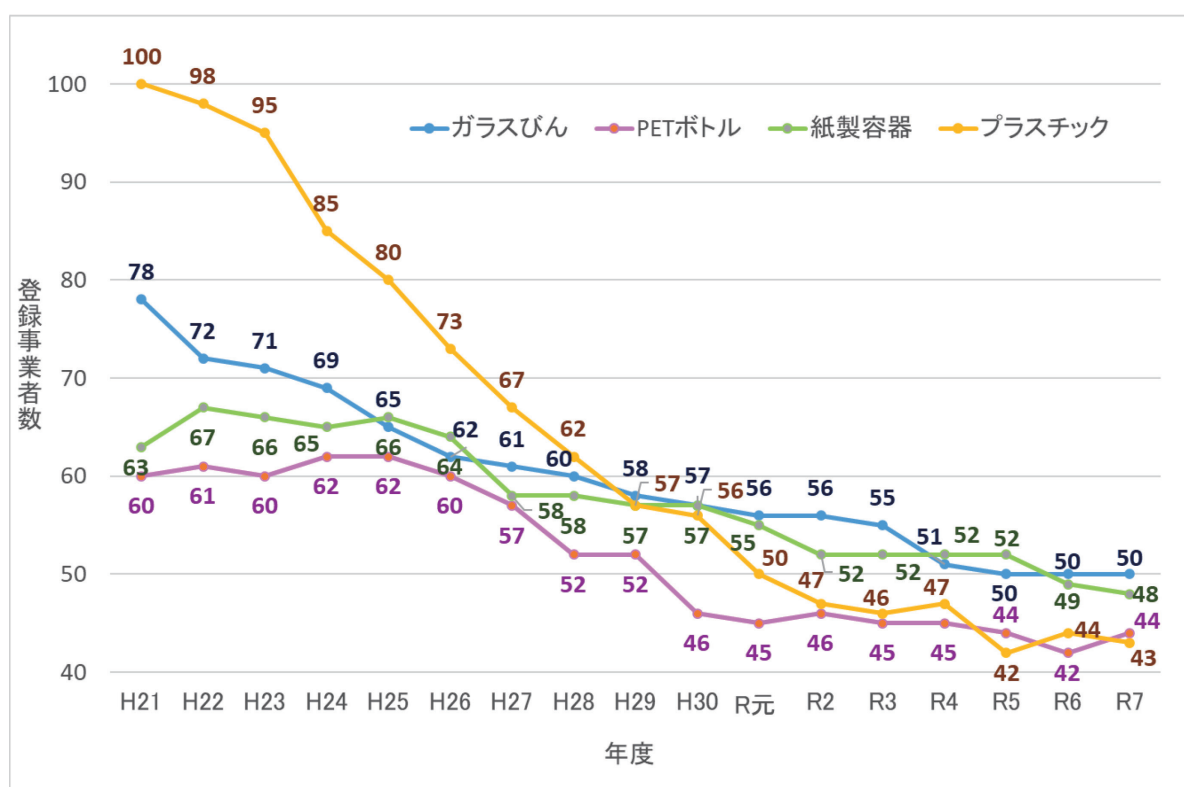
昨年から容器包装の分別基準適合物の着実な再商品化に加えて、製品プラ等の再商品化を実施しており、これらの遂行に不可欠な再商品化能力と事業者の確保のため、主としてプラスチックに係る再商品化について以下のような取り組みを行った。

① 再商品化能力調査を行い、課題の把握とその解決策の検討を行った。能力調査での主な課題は、イ）人手不足（再生処理施設の運転要員や運搬関連の人員不足）、ロ）施設の老朽化（メンテナンス時間の確保や改修工事等によるライン停止）、ハ）原料・製品・残渣保管場所の確保難等であった。これらに関する状況については協会HPに公開し、既存事業者の能力増強や新規事業者の参入促進などを促した。

② 再商品化事業者の拡大に向けては、市町村中間処理施設を運営している民間事業者や関連団体等と連携を図り、当協会の再商品化事業の紹介と新規登録申請に関する相談等のサポートを行った。

また、再商品化事業者の負担軽減という観点から、登録手続はじめ再商品化に係る業務手続きの効率化を進めるべく、提出いただく事業者関連書類、施設関係書類等の簡素化と電子媒体による提出など手続きの合理化を進め、一部書類については電子媒体に変更・統一した。

再商品化事業登録事業者数の推移



（３）分別基準適合物及びプラ分別収集物の品質向上アプローチ

市町村から引き取る分別基準適合物及びプラ分別収集物の一層の品質改善を促すため、当協会が再商品化を委託している再商品化事業者の協力の下、分別基準適合物等の「品質調査」を実施し品質改善に向けたアプローチを行った。

① ガラスびん

ガラスびん 3 R 促進協議会や再商品化事業者、ガラスびんメーカー等の関係者と連携のうえ、市町村に対し収集運搬・選別方法の改善を促し、ガラスびん収集物の品質向上と残渣率の低減を図った。

② PETボトル

平成 30 年度から変更したベールの品質ガイドライン及び品質調査基準に基づき適切な調査を実施している。令和 6 年度は 724 ヲ所で品質調査を実施したところ、総合判定 A ランク 695 ヲ所 (96.0%)、B ランク 17 ヲ所 (2.4%)、D ランク 12 ヲ所 (1.6%) となり、丸ボトルは 12 ヲ所 (1.6%) であった。

③ 紙製容器包装

引き取りのあった 107 ヲ所の保管施設全てについて調査した。その結果は、A ランク 106 ヲ所 (99%)、B ランク 0 ヲ所 (0%)、D ランク 1 ヲ所 (1%) であり概ね良好であった。また再商品化事業者が市町村から中間処理を受託している場合には、選別指導を兼ねて品質調査に立ち会った。

④ プラスチック製容器包装及びプラ分別収集物

イ) ベール品質調査（分別基準適合物・プラ分別収集物）

分別基準適合物について、保管・中間処理施設 661 ヲ所全てのベール調査を実施した。調査結果は、容器包装比率で A ランクが 638 ヲ所 (96.5% : 前年度 97.4%)、破袋度評価では A ランクが 621 ヲ所 (93.9% : 前年度 94.3%) でどちらも若干の悪化であった。また禁忌品混入評価は、D ランクが 281 ヲ所 (42.5% : 前年度 43.7%) と悪化している。

また、プラ分別収集物においては、保管・中間処理施設 87 ヲ所全てについて上下期計 173 回（上期：83 件、下期：90 件）の調査を全件実施した。調査結果は、適正プラ分別収集物比率で A ランクが 168 件 (97.1% ; 前年度比 1.6% 改善)、破袋度評価は A ランクが 156 (90.2% ; 前年度比 5.4% 改善)、禁忌品評価は D ランクが 111 件 (64.2% ; 前年度比 4.0% 悪化) であった。

プラスチック資源循環法第 32 条申込みの 2 年目を迎え、プラ分別基準適合物に比べプラ分別収集物の品質が悪い傾向が続いている。特に禁忌品の混入率が高い点（差比は 21.7% と大きい）を関係者に周知・情報共有し、継続した改善対応が必要である。

各ベール品質調査への市町村立ち合いを新型コロナ禍以降で全面解禁した今年度の立会率は、プラ分別基準適合物（容リ法申込み）調査では 53.1%

（前年率 50.9%）、プラ分別収集物（プラスチック資源循環法第 32 条申込み）調査では 64.2%（前年率 68.4%）で、プラ分別収集物調査の立ち合い率が高い傾向は変わっていない。

令和 6 年度のプラ法 32 条申込みは 87 市町村（90 保管施設）で前年 35 市町村から倍以上に増えたもののまだ少数であり、今後もベール品質調査結果を基に異物の特徴や混入率など、品質の維持向上に向けた分析を継続する。

ロ）「出前講座」や「講演」の実施等

市町村等からの要請に対応した講座型の啓発支援を実施した。開催内容は、保管施設での中間処理のレベル向上（容リプラ、製品プラ等、異物等の選別等）を基本に、ベールの品質改善を目的としたプラスチック資源循環法に関する勉強会や講演、リチウムイオン電池等禁忌品の混入防止関連などを盛り込んだ情報提供と問題提起、注意喚起を行った。1 回の開催時間は 1 時間 30 分～3 時間で、8 つの市町村及び組合、6 か所の広域エリア、3 つの団体や組織により合計 17 カ所で開催し、延べ 709 名（前年度比 154.8%）の参加を得た。

令和 6 年度「出前講座」の開催実績

No	都道府県	市町村事務組合等	対象	実施月	参加数 (人)
1	東京都	小平・村山・大和衛生組合	施設の手選別員等の職員が対象	4 月	33
2	茨城県	茨城県内市町村	市町村プラ申込み担当職員等	5 月	62
3	熊本県	山鹿市	職員、選別作業員他	5 月	30
4	鹿児島県	人吉市	職員、選別作業員他	6 月	15
5	埼玉県	県内市町村	市町村プラ申込み担当職員等	7 月	75
6	愛知県	愛知県衛生事業協同組合	愛知県内一般廃棄物事業者など	7 月	60
7	四国地方	四国都道府県	市町村担当者ほか	9 月	72
8	近畿地方	近畿都道府県	市町村担当者ほか	9 月	70
9	愛知県	愛知県内市町村	プラ法勉強会	9 月	30
10	東京都	技術情報協会	Lib に関するトラブル発生状況	9 月	20
11	千葉県	イオングループ連合会	新加盟各社人事他	9 月	75
12	千葉県	松戸市	リチウムイオン混入物選別除去対策	10 月	6
13	福岡県	甘木・朝倉・三井環境施設組合	担当者ほか	11 月	11
14	千葉県	ドラッグストア連合	新加盟各社人事他	11 月	82
15	千葉県	山武市	担当者ほか	3 月	28
16	東京都	板橋区	中間処理作業員	3 月	18
17	千葉県	木更津広域	広域エリア市町担当者	3 月	22
計					709

(ハ) プラマークの誤表示に関する対応

令和6年度のプラスチック製容器包装及びプラ分別収集物ベール品質調査で検出された誤表示は、計453件（前年度比145.2%）であった。この「誤表示」の多くは、本来識別表示が不要である製品プラスチックへの表示であった。また、本来すべき表記プラマークの「未表示」は、計502件（前年度比130.7%）であった。「未表示」は特定事業者としての義務を果たしていないものとなる。

令和6年度 ベール品質調査における誤表示及び未表示の検出結果

	令和6年度		令和5年度	
	容リ法	プラ法 第32条	容リ法	プラ法 第32条
調査件数（件）	661	173	721	66
誤表示検出数（件）	295	158	264	48
未表示検出数（件）	374	128	327	57

今後、検出した誤表示、未表示については、それぞれの詳細をまとめて、環境省、経済産業省に報告し、適正表示への修正を働きかける。

(4) 再商品化事業に関する情報の把握、分析、活用

従来から容リ制度を取り巻く環境の情報収集に取り組んできたが、再商品化製品利用製品、バージン原料利用製品、各素材の原材料品などに関する市場動向、新たな再商品化製品・同利用製品の開発・販売情報などについても、幅広く情報の収集・把握に努めた。

また、それら情報をもとに、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者、市町村、特定事業者のそれぞれに想定される影響の把握に努め、再商品化事業の推進に役立てた。

さらに、日常的な業務報告だけでなく、アンケート調査や個別ヒアリング等を通じ、随時最新の状況を把握するように努めた。

素材別の取り組みについては、以下のとおり。

① ガラスびん

ガラスびん業界は、新型コロナ流行以降、市場に流通するガラスびんの減少に歯止めがかからない。その影響で再商品化事業者の動向にも変化が生じている。そのため、再商品化製品の利用・活用状況の把握など、月報等の管理強化と現地検査による再商品化事業者の現場状況の把握に注力した。併せて、びんメーカーの生産・販売動向の把握に努めた。

② PETボトル

国内の使用済みPETボトルの排出量と処理能力、輸出動向等に関する情報収集を行った。また、再商品化製品の販売状況を把握・分析し、再商品化事業者からの情報収集を継続的に実施してPETボトルリサイクル動向を把握する

とともに、市町村や関連団体との情報交換も積極的に実施した。

③ 紙製容器包装

古紙業界は国際動向に大きな影響を受けており、その中での国内古紙の需給状況や輸出動向を把握するとともに、今後の紙製容器包装の需要予測のため、関係団体や再商品化事業者や製紙会社を訪問するなど、随時ヒアリングを行った。

また、古紙業界では、新たな古紙回収の手段として、積極的に雑紙回収を行う動きが見られ、こうした動向も注視すべく情報収集に努めた。

④ プラスチック製容器包装及びプラ分別収集物

イ) 新規再生処理事業者の獲得活動

プラスチック資源循環法や交付金等の影響により、市町村からの申込量が増加するなか、再商品化能力の実態調査を行った結果、再生処理事業者の処理能力の余力が少なくなっていることがわかった。

プラスチック容器事業部では、問い合わせがあった事業者のサポートはもちろん、産業廃棄物事業者や市町村中間処理実施事業者等に対する当協会の再商品化事業への参画勧誘活動を実施した。

ロ) 再商品化製品の利用用途拡大

令和6年度においては、再商品化製品の販売状況は概ね順調であったが、パレット以外の用途を拡大するための情報収集・意見交換を実施した。それにより、一部海外に輸出される再生材料について当該国の経済情勢悪化に伴う販売不振との情報も得た。

また、市町村が容リプラと製品プラスチックを混合した場合の再商品化製品はパレット等となることが多いが、市町村の中間処理施設で製品プラスチックを分けるなど純度を高めることができた場合は、家電製品や自動車部品に一部配合できる可能性があることから、自動車業界等と情報交換を実施した。

ハ) 残渣の有効利用

材料リサイクルの再商品化において、引取量の約半分発生する残渣は、現状、RPF・セメント・熱回収で有効利用しているが、今後の成型品加工や残渣に含まれるPET製容器包装の有効活用にも取り組むべく、調査や情報交換を行った。また協会HPに有効利用率の低いプラスチックの再商品化の促進の必要性を提起することを目的とし「プラスチック種類別の有効利用率の推定」を掲載した。なお、残渣の有効利用の推進は、残渣処理費用の低減にもつながる。

3. 不正・不適正行為等の防止への取り組み

(1) 危機管理委員会による危機事象防止策の策定とその実行

① 不正及び不適正行為の防止

令和6年度再商品化業務の実施に当たり、再商品化事業者との契約に基づくコンプライアンスの徹底や、不当利益を企図した当協会への虚偽報告の有無確認など、種々の不正防止策を実行し、不適正行為の防止を図った。

不適正行為通報（通報専用窓口を通じて把握した告発情報）は2件（前年度4件）寄せられ、いずれも適切に対応した。専用窓口に寄せられた不適正行為通報への対応については、風評被害につながることはないよう情報管理を含め慎重に対応した。

② 危機管理体制の維持強化

「危機管理規程」に基づき、日常の危機管理体制の維持・強化に努めるとともに、危機管理の対象となる事象が発生した場合は、同規程に定める危機管理委員会等を機動的に開催し対応している。

令和6年度においても、四半期ごとに危機管理委員会を開催した。同会議で市町村、再商品化事業者、特定事業者、当協会内部それぞれに想定される危機事象（リスク）をカテゴライズのうえ、具体的なリスク防止策や発生時の状況及び対応等を確認し、未然防止と再発防止につなげた。

当協会事務局の業務推進に係るリスク管理については、日常的に、担当部署から情報提供などを行いつつ、情報セキュリティシステムの運用と情報漏洩防止対策の徹底を図った。

(2) 月次報告及び現地検査等による実績確認と不正行為等に対する措置の発動

再商品化業務の公正性を担保すべく、不適正行為に対しては「再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程」を厳正に適用した。

令和6年度の危機管理実績としては、月次報告及び現地検査等の日常的な事業者管理を通じて把握した「不適正行為による措置」の発動7件（前年度7件）、「業務改善指示」は14件（同7件）、不適正行為の確認や業務改善要請の意味合いを持たせた予防的措置としての「指導票」を25件（同26件）発出した。

(3) 外部監査人立会いによる再生処理事業者に対する厳正な登録審査の実施

再生処理事業者の登録審査にあたり、外部監査人として消費者代表1名、弁護士1名を選任し登録判定の監査を行い、その結果の公平性を担保している。令和6年度においても、10月に開催した登録判定会議にて外部監査人の立会いを受け、適正に登録審査が実施された旨の確認、評価を得ている。

4. 再商品化義務履行の促進（ただ乗り事業者対策の強化）

容器包装の再商品化義務履行に関して「ただ乗り事業者」（＝リサイクル義務を負っているにもかかわらず委託申込みを行わない事業者、申込み・契約をしながら委託料金を未払いの事業者等）への対策については、指導・監督権限を有する主務省を支援、連携しつつ、当協会として、次に掲げる取組みを継続的に実施した。

- ・主務省への個別訪問や、本件を重要テーマとし主務省もメンバーである情報連絡会議を通じて、ただ乗り事業者への指導強化を要請するとともに、具体的対策の実施について協議
- ・要請に基づき主務省へ特定事業者の申込関連情報等を提出
- ・申込手続きをしていない年度が存在する事業者に対し、文書（年4回：令和6年5月、8月、11月、令和7年2月）及び架電（随時）により再商品化義務の確認と履行を要請
- ・業界団体の名簿や業界紙等による不履行特定事業者の洗い出し
- ・ECプラットフォームに出店企業への周知・啓発を依頼
- ・消費者や特定事業者による監視機能等の観点から再商品化義務履行者リストを当協会ホームページに掲載
- ・全国の特定事業者に義務履行を呼びかけるため、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会に依頼し、各団体及びその傘下・関連の団体等が発行する広報媒体や相談窓口を通じた普及啓発活動を実施
- ・公開に同意いただいた特定事業者の再商品化委託料金を当協会ホームページに掲載

この他、新規にTOKYO PACK 2024に出展するなど、特定事業者が多く集まるイベントをとらえ、容リ制度と再商品化義務履行の重要性を周知した。

なお、令和6年度は再商品化義務不履行分の過年度遡及支払いとして482社（令和5年度は389社）から約5億2千万円（同約5億3千万円）を得た。また、当協会と再商品化委託契約を締結しながら委託料金を長期間滞納している事業者4社には、顧問弁護士名で支払催告を行い、分割払いを希望した事業者には計画通りの支払いを定期的に督促することで履行を確保している。

5. リチウムイオン電池等危険物混入トラブル防止への取り組み

容リプラ及び製品プラ等の再生処理事業者における禁忌品の混入に関しては、特に、リチウムイオン電池内蔵電子機器の混入による発煙発火トラブルの発生状況が、令和6年度は119件（前年251件）と引取量が微増に対し件数は大幅に減少し、これまでの取り組みが一定の効果をもたらしたものと思われる。ただし、再商品化事業者の処理ライン停止ロスは約317時間（24H操業換算で約13日）となった。再生処理事業者への深刻な悪影響は変わりなく、継続的な対応が必須である。また、市町村等の中間処理施設においてもリチウムイオン電池が原因となる火災が複数件発生し、引渡しに影響が生じた事例があった。

当協会の対策として、該当市町村に対し発煙発火トラブル全件の事故報告を行い、2件発生時点で電話通告、5件以上の場合は首長宛に改善計画策定と改善要請、10件を超える場合は現地訪問による改善計画内容の確認及び指導等を徹底している。

また、市町村の中間処理におけるリチウムイオン電池等の発火危険物の混入状況と混入防止の取り組み状況を把握し、その情報を国や電池関連団体、廃棄物関連団体、市町村と共有し、プラスチック製容器包装及びプラ分別収集物への発火物の混入防止を促進することを目的として、全国の市町村等に対し、アンケート調査を実施した（858/1,936件回答）。その結果、リチウムイオン電池等の発火危険物の混入防止対策として、啓発・広報については8割以上の市町村が実施しているものの、分別収集をしていると回答した市町村は57.7%、中間処理設備にリチウムイオン電池等の発火危険物の除去設備を設置していると回答した市町村は16.4%に留まっており、多くが手選別による除去を行っていることがわかった。

令和3年12月より継続実施している関係者会合による情報共有については、令和6年度は、総勢177名（WEB参加を含む）の参加を得て第5回リチウムイオン電池トラブル防止に関するマルチステークホルダー検討会合（令和7年2月21日WEB併用）を開催した。同会合では協会より、6年度に実施した市町村等のリチウムイオン電池等の発火危険物の被害状況や対策状況に関するアンケート結果の報告を行い、市町村等から効果的な対策や取り組みを発表いただくことで、まだ対策に至っていない市町村等や再生処理において被害を受けている事業者に対して情報提供を行った。

また、より具体的な対策につなげていただくため、経産省実証事業を担当している国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）による、NEDO懸賞金活用型プログラムの応募コンテストに入選した有用な事案を紹介いただき、リチウムイオン電池等の発火危険物除去に対して有用と見込まれる情報を関係者相互で共有した。

6. 容リ制度見直しに向けた検討への対応・準備

容リ制度については、2006 年に法改正が行われ、2016 年に産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合により「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」が取りまとめられたが、それから既に 8 年が経過している。

他方、2016 年以降の環境・リサイクルに関する主な動向をみると、2019 年 5 月には「プラスチック資源循環戦略」が策定され、2022 年 4 月にはプラ法が施行された。

翌 2023 年 3 月には「成長志向型の資源自律経済戦略」が策定され、2024 年 7 月には循環経済への移行が国家戦略として取り組むべき重要な政策課題に位置付けられ、同年 8 月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が決定されている。

また、2023 年 6 月には、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（以下、「GX 推進法」という。）が施行され、さらに 2025 年 2 月には「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」（以下、「再資源化事業等高度化法」という。）が施行された。

加えて、GX 推進法及び「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下、「資源有効利用促進法」という。）については、2025 年通常国会に改正法案が上程されている。同法案には、再生資源の利用義務化のほか、再資源化事業等高度化法にも規定されている「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）の適用除外（業許可の不要）等も含まれている。

このように、循環経済への移行という国家戦略に向けて、国が大きく舵を切る中においても、当協会は、廃棄物の適正な処理と資源の有効な活用の確保という容リ法制定時からの目的を両立させ着実に実現していかなければならない。

このため、令和 6 年度においては、協会事務局内に「容リ制度に関する調査検討チーム」を編成し、運用実務を担ってきた立場から容リ制度に関する調査検討を行った。

約四半世紀にわたり運用されてきた容リ制度が、今後もその本来の目的を達成し、循環経済への円滑な移行にも寄与しつつ、持続可能な社会インフラであるために重要と考えられる課題を下記のとおり 4 点に整理し、それぞれの問題、課題、それらの解決に向けた方向性等について検討を行った。

なお、検討に当たっては、ガラスびん 3R 促進協議会、PET ボトルリサイクル推進協議会、紙製容器包装リサイクル推進協議会、プラスチック容器包装リサイクル推進協議会の方々からのヒアリングも行い、参考とさせていただいた。

（１）再商品化の持続可能性確保について

- ①再商品化処理能力の余力不足
- ②再商品化製品・利用製品市場の変動
- ③再生処理事業における寡占化
- ④市町村の独自処理

- ⑤市町村指定保管施設の管理上の問題

（２）再商品化コストの合理化と適正負担について

- ①入札における競争機能の低下に伴う再商品化コストの上昇
- ②特定事業者の再商品化実施委託料の上昇
- ③ただ乗り事業者の存在
- ④容器包装と再商品化義務者の定義
- ⑤再商品化義務に係る消滅時効の不適用
- ⑥合理化拠出金制度の成果の検証と存続の適否

（３）廃棄物適正処理と資源有効利用の両立・促進について

- ①市町村ごとの分別収集方法等の相違
- ②再商品化に伴って発生する残渣の取扱い
- ③利用製品の低い付加価値
- ④輸出等海外を含めたグローバルなリサイクル・資源循環

（４）今後の容リ制度のあり方について

- ①今後の環境・経済政策に適合しつつ社会インフラとして求められている課題
- ②今後の対応の方向性

なお、検討結果を取りまとめた報告書に関しては、今後想定される容リ制度見直しの議論において一助となるよう、令和7年度には主務省等に丁寧に説明し、検討の促進に資するべく努めることを予定している。また、適宜、関係団体とも連携し、情報の収集・提供や課題の検証等を引き続き行うこととする。

7. 容器包装リサイクル等に関する啓発活動の拡充

（１）ホームページ、機関誌、メディア、イベント等を活用した広報活動の展開

- ① 特定事業者、市町村、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者などを対象に、ホームページ、会報誌、SNS等の多様な伝達手段を通じた効果的かつ合理的な情報発信を行った。

また、コーポレートメッセージとステートメントを策定し、当協会だけではなく、各ステークホルダーとの連携がリサイクルを支えることを広く訴求した。

- ② ホームページについては、全面リニューアルを実施し令和7年3月25日に公開した。親しみやすさを目的に新たに普及啓発用のキャラクターを作成し、チャットボットとしてホームページのトップに配置した。令和6年度のアクセス数は、年間約64万件（前年度比約1万件増）と2%増加し、ページビューの数も年間251万件（同約45万件増）と22%増えている。

- ③ 「容リ協ニュース」（年3回・各8千部発刊）については、容器包装リサイ

クル法やプラスチック資源循環法への対応に加え、SDGs、ネイチャーポジティブ、バイオマスなど、環境に関する最新情報を掲載した。消費者を含む幅広い関係者に向けて、当協会の活動だけでなく、3Rに取り組む関連団体の情報なども発信し、より多くの人に関心を持ってもらえるよう努め、容リ制度、協会事業への理解促進を図った。

- ④ 年度ごとの事業実績とその効果などを取りまとめた「年次レポート 2024」（1万部発行）では、当協会の役割、体制や事業内容、活動実績をわかりやすくまとめ、より多くの方々の当協会の活動への理解、意識の醸成を図った。
- ⑤ 容リ法・容リ制度への理解を広く向上させるために会議所ニュース（日本商工会議所発行）に容リ法・制度の解説記事を昨年度に引き続き掲載した（8回連載）。
- ⑥ マスメディア（新聞・雑誌等）の取材要請には積極的に対応し、容リ法に基づく諸施策や昨今の課題、当協会が担う容器包装の再商品化業務の内容等について、広く社会一般の認知度向上に努めた。
- ⑦ 容器包装リサイクル推進関係団体と連携し、環境に関する展示会「エコプロ2024」に出展した。特に次世代を担う子供たちに向けて、容器包装リサイクル制度の概要、リサイクル製品、分別排出の重要性を発信し容器包装リサイクルへの理解と参加意識向上を図った。

（２）各種説明会等による普及・啓発

- ① 再商品化事業の促進を図るべく、市町村向け説明会、特定事業者向け「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」、再商品化事業者登録説明会、再商品化に関する入札説明会、再商品化業務手続に関する説明会など、各対象に適合した普及啓発活動を実施した。
- ② 国や地方自治体、事業者団体、消費者団体等が主催する諸会合・セミナー等への当協会役職員の講師派遣を通じて、容リ制度のポイントとなる廃棄物排出抑制と再生利用の推進、市町村から当協会への分別基準適合物の引き渡しの促進、ただ乗り事業者対策の強化等について周知を図った。

また、各地商工会議所、商工会等事務局の容リ制度担当職員向けの研修会をオンラインまたは YouTube 配信により実施し、委託契約締結の円滑化や拡大など再商品化事業の促進を図った。

イ）令和7年度プラスチック資源循環法 第32条に基づく再商品化に関する市町村・一部事務組合向け説明会

市町村等がプラ分別収集物の再商品化を当協会に委託する際の手続き等について、オンラインによる説明会を2回開催した。

具体的には、申込注意事項、引き取り品質ガイドライン、ベール品質調査（組成調査）の実施要領、再商品化事業者の入札選定方法及び市町村による製品プラ

等の上限価格の設定、市町村が負担する再商品化コスト、今後のスケジュール等について説明した。

開催日	場 所	出席市町村等数
6 年 7 月 2 日 14 : 00～16 : 00	オンライン	324
6 年 7 月 5 日 14 : 00～16 : 00	オンライン	354

ロ) 令和6年度再商品化登録希望事業者向け説明会

令和7年度に向けた再生処理事業者の登録申請に係る告知を、令和6年7月1日付官報等で行った。その後、7月8日及び9日に再商品化業務の実施を希望する事業者を対象とする説明会を、オンラインと会議室との併用で開催した。

素 材	開催日	場 所	出席者
ガラスびん	6 年 7 月 9 日 10 : 30～12 : 00	オンライン 及び協会大会議室	67 名 (52 社)
P E T ボトル	6 年 7 月 8 日 13 : 30～15 : 00	オンライン 及び協会大会議室	73 名 (44 社)
紙	6 年 7 月 8 日 10 : 30～12 : 00	オンライン 及び協会大会議室	40 名 (35 社)
プラスチック	6 年 7 月 9 日 13 : 30～16 : 00	オンライン	62 名 (38 社)

ハ) 令和6年度市町村・一部事務組合一般廃棄物担当者向け説明会

開催地	開催日	会 場	出席市町村等数
札 幌	6 年 11 月 1 日 13:00～16:00	A N A クラウンプラザホテル札幌	58
大 阪	6 年 11 月 5 日 13:00～16:00	ホテルマイステイズ新大阪 コンファレンスセンター	80
福 岡	6 年 11 月 6 日 13:00～16:00	アークホテルロイヤル福岡 天神	64
東 京	6 年 11 月 7 日 13:00～16:00	ベルサール三田ガーデン	162
仙 台	6 年 11 月 8 日 13:00～16:00	ホテルメトロポリタン仙台	35

令和7年度再商品化業務の実施に向け、市町村等の担当者を対象とした説明会を全国5都市で5回開催した。

二) 令和6年度特定事業者向け「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」

各地商工会議所、日本商工会議所との共催で、容器包装に関わる事業者向けに、容リ制度の基礎知識とリサイクル義務を果たすための事務手続等に関する説明会・個別相談会を23ヵ所で25回開催した。

No.	主催 商工会議所	開催日	開催 形式	主務省 挨拶担当	会場 参加者数	オンライン 参加者数	合計 参加者数	個別相談会 参加 事業者数
1	高知	11月12日	会場	—	13	—	13	2
2	福島	11月13日	会場	—	18	—	18	5
3	佐賀	11月19日	会場	—	12	—	12	2
4	秋田	11月19日	ハイブ リッド	—	—	18	18	0
5	宮崎	11月28日	会場	—	8	—	8	3
6	高松	12月4日	会場	四国経済産業局	6	—	6	2
7	水戸	12月5日	会場	—	15	—	15	5
8	広島	12月5日	会場	中国四国農政局	31	—	31	4
9	和歌山	12月10日	会場	—	10	—	10	0
10	東京①	12月11日	オンラ イン	関東経済産業局	—	252	252	—
11	東京②	12月16日	会場	関東農政局	159	—	159	9
12	仙台	12月17日	会場	東北農政局	18	—	18	2
13	松江	12月17日	会場	—	6	—	6	0
14	大阪	12月18日	会場	近畿農政局	152	—	152	13
15	長野	12月19日	会場	—	29	—	29	6
16	那覇	1月10日	会場	内閣府経済産業部	21	—	21	2
17	新潟	1月15日	会場	—	17	—	17	2
18	岐阜	1月15日	会場	—	31	—	31	5
19	神戸	1月16日	会場	近畿経済産業局	47	—	47	9
20	名古屋	1月17日	ハイブ リッド	東海農政局	31	128	159	8
21	東京③ (*)	1月20日	ハイブ リッド	—	10	149	159	5
22	福井	1月21日	会場	—	18	—	18	3
23	福岡	1月24日	会場	九州経済産業局	43	—	43	6
24	札幌	1月29日	ハイブ リッド	北海道経済産業局	14	48	62	2
25	さいたま	1月29日	会場	関東経済産業局	32	—	32	6
合計					741	595	1,336	101

(*) 当協会単独開催

ホ) 令和7年度再商品化業務に関する入札説明会

令和7年度の登録再生処理事業者及び運搬事業者を対象に、ガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装及び製品プラ等の再商品化業務に関する入札説明会をオンラインと会議室の併用にて開催し、市町村保管施設ごとの入札条件リスト(引取量等)を提示のうえ、入札手続、入札の注意事項、選定方法及び選定結果の連絡方法、実施契約、法令遵守、入札書の記入要領等について説明した。

素 材	開催日	場 所	出席者
ガラスびん	6年12月16日 10:30~12:00	オンライン	63名(44社)
PETボトル	6年12月18日 10:30~12:00	オンライン	72名(44社)
紙	6年12月17日 10:30~12:00	オンライン	41名(35社)
プラスチック	6年12月16日 13:30~15:30	オンライン	71名(41社)

へ) 令和7年度の再商品化業務契約事業者の業務手続きに関する説明会

令和7年度の契約予定再生処理事業者を対象とした業務手続きに関する説明会を令和7年3月に開催した。

素 材	開催日	場 所	出席者
ガラスびん	7年3月6日 10:30～12:00	オンライン	50名(37社)
PETボトル	7年3月7日 13:30～15:00	オンライン	56名(33社)
紙	7年3月7日 10:30～12:00	オンライン	36名(32社)
プラスチック	7年3月6日 13:30～15:30	オンライン	55名(34社)

(3) 関連事業への後援・協賛等

令和6年度に、後援・協賛及び講師派遣等を行った事業等は次のとおり。

主な後援・協賛等実績

開催日・場所	行事名	主催者	目的・内容	区分
6年5月22日～24日 (於：東京ビッグサイト)	2024NEW環境展	日報ビジネス(株)	各種課題に対応する様々な環境技術・サービスを一堂に展示情報発信する事により環境保全への啓発を行い、国民生活の安定と環境関連産業の発展を目的とする	協賛
6年10月5日 (於：中央区立豊海小学校)	第21回 2024年 子どもとためす環境まつり	中央区環境保全ネットワーク	子どもから大人まで誰でも楽しみながら、環境について体験学習ができる	出展
6年10月23日～25日 (於：東京ビッグサイト)	TOKYO PACK 2024	公益社団法人日本包装技術協会	生産・包装・流通の技術振興をはかり、相談や交流、包装の最新情報発信の場として、国際的な視野に立った社会の発展に資することを目的とする	協賛
6年11月15日 (於：岐阜グラウンドホテル)	第20回 産業廃棄物と環境を考える全国大会	公益社団法人全国産業資源循環連合会(幹事団体) 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団	処理業者、排出事業者、行政、住民等に産業廃棄物に関する課題について理解を深めていただき、環境問題解決への機会とする	協賛
6年12月4日～6日 (於：東京ビッグサイト)	エコプロ2024	一般社団法人サステナブル経営推進機構 (株)日本経済新聞社	環境を取り巻く多様なステークホルダーにビジネスマッチング、情報収集、環境学習の場を提供する	出展

7年1月28日 (於：全労連会館 文京区)	第19回容器包装3R推進フォーラム	3R推進団体連絡会	自治体・事業者・市民等さまざまな主体が連携して、容器包装の3R推進について考える	後援
7年3月23日 (於：大阪府咲洲庁舎・大阪アカデミア)	こどもエコクラブ全国フェスティバル2025	公益財団法人日本環境協会	環境活動を実践している子どもたちが相互の交流を深め、環境に対する責任と役割を理解し、環境問題を解決する力を育む	出展 後援

主な講師派遣実績

開催日・場所	行事名・講義内容	主催者	派遣者氏名
6年5月14日 (於：サントリ天然水南アルプス白州工場)	米国ミシガン州立大学パッケージング学部による研修と見学会 「プラスチックリサイクルの現状と課題」	公益社団法人日本包装技術協会	前川 恵士 理事・プラスチック容器事業部長
6年5月22日 (於：タワーホール船堀 江戸川区)	パルプ技術セミナー 「容器包装リサイクル法と紙製容器包装のリサイクルについて」	紙パルプ技術協会	長塚 真行 理事・企画広報部長
6年7月11日 (於：農林水産研修所)	令和6年度食品産業環境業務研修 「容器包装リサイクル法における再商品化委託について」	農林水産省	長塚 真行 理事・企画広報部長 大竹 恵美 企画広報部 課長
6年8月27日 (於：日本環境衛生センター 東京事務所)	JICA課題別研修「海洋ゴミ対策のための廃棄物管理」 「容器包装リサイクル制度について」	一般財団法人日本環境衛生センター	長塚 真行 理事・企画広報部長
6年9月26日 (於：地球環境センター 大阪市)	プラスチック循環型経済への移行に関する日本研修プログラム 「日本の容器包装プラスチックリサイクル制度紹介」	公益財団法人地球環境センター	前川 恵士 理事・プラスチック容器事業部長
6年11月19日 (於：日本環境衛生センター 東京事務所)	JICA課題別研修「海洋ゴミ対策のための廃棄物管理」 「容器包装リサイクル制度について」	一般財団法人日本環境衛生センター	望月 綾 企画広報部 主査
6年12月12日 (於：ブリーゼプラザ・小ホール)	業界関連法規等基礎研修会 「容器包装リサイクル法の概要」	日本化粧品工業会	川田靖 企画広報部 専任部長
7年1月14日 (於：JICA 東京)	JICA課題別研修「リサイクル制度設計」 「容器包装リサイクル制度について」	一般財団法人日本環境衛生センター	桑原 崇宏 企画広報部 課長補佐
7年2月3日 (於：ブルネイ・ダルサラーム国における環境配慮型容器包装に関するワークショップ 「ブルネイ政府、企業などへの必要なアドバイスの提供」		国際機関日本アセアンセンター	前川 恵士 理事・プラスチック容器事業部長

7年3月4日 (於：主婦会員 プラザエフ 千代田区)	2024年度 勉強会・意見交換会 「プラスチック資源循環法の現状 と課題」	一般社団法人 全国容器循環 協議会	小林 聡也 プラスチック容器事 業部 課長
7年3月4日 (於：経済産 業省)	インドネシア プラスチック廃棄 物等サーキュラーエコノミー構築 支援コース 「日本のプラスチック包装・製品 リサイクル制度について」	一般財団法人 海外産業人材 育成協会	前川 恵士 理事・プラスチック 容器事業部長

8. 関係主体間の連携の強化

(1) 国内関係機関との連携強化

容リ制度を円滑に推進するため、主務5省及び廃棄物処理事業や清掃事業に関し市町村の声を集約する公益社団法人全国都市清掃会議の出席を得て、「情報連絡会議」を年4回開催し、当面の課題等について当協会常勤理事との間で情報交換・協議等を行った。

ただ乗り対策に関する具体的な取り組みについて、各主務省庁と進捗確認を含む情報・意見交換に注力し、特に今年度は、各主務省庁傘下の各種団体に対し、容リ法申込みに向けて直接働きかけていただいた。また、容器包装リサイクルの効果的・効率的な推進に関し、4素材のリサイクル推進協議会・促進協議会、評議員団体、理事団体を随時訪問し、交流、情報交換を行った。

(2) 海外関係機関との交流連携促進

海外からの日本の容リ制度とその運用についての説明会・意見交換会の依頼に積極的に対応した。具体的には、国際協力機構での講演などを通じ、ブラジル、マレーシア、モンゴル、キューバ、コロンビアなどからの訪問者へ日本の容リ制度とその運用について説明するとともに、意見交換を通じて相互理解と交流に努めた。

また、国内関連団体（プラスチック容器包装リサイクル推進協議会、プラスチック循環利用協会、全国清涼飲料連合会）のメンバーと共に総勢15名にて欧州4ヶ国を訪問し、主に廃プラスチックのソーティング技術の調査を行った。

9. 協会におけるガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底

公益財団法人としての社会的信用と信頼を維持し深めるため、業務の適正・着実な執行体制の整備、危機管理の徹底、組織倫理の周知、財務状況の適切な開示などを通じて、一層のガバナンス体制の強化とコンプライアンスの徹底を図り、ステークホルダーからの期待に充分応えられるように万全を期した。

具体的には、危機管理委員会においてリスクの洗い出しと対応を適宜検討し、ガバナンス体制の強化を図るとともに、危機事象を確認した場合はその重大性に

応じて速やかに国への情報提供を行い対処した。また、内部監査の精度を高めそれに基づき、職員の法令遵守意識の向上を目的とした定期的な規程に関する試験やコンプライアンス研修の実施、さらには外部有識者との意見交換等も積極的に実施した。

その他、業務執行状況についても年次レポートやホームページで適宜公表するなど情報開示を通じて、業務執行の透明性、適正を担保している。

10. 事務局における人材育成、DXの推進、生産性向上の促進

(1) 事務局における人材の育成と能力の向上

近年の容器包装リサイクルを取り巻く環境変化等に伴い、当協会が対応すべき業務の内容、量、範囲が拡大している。それらに適切に対応していくため、役職員の能力の向上と知識、ノウハウの習得、健康の増進を図るべく、各種研修やセミナー、勉強会等を計画し、全役職員を対象とした研修については年間4回開催、階層別の研修については年度内に職員11名が受講した。また、自己研鑽の機会提供のため、幅広い分野について学ぶことが出来るeラーニングを初めて導入した。

(2) 特定事業者等からの意見・提案への積極対応

当協会コールセンターに寄せられる特定事業者等からの種々の意見・提案等については、業務改善の重要な手掛かりと位置づけ、事務局内で随時、対応を協議・検討し実施した。

具体的には、特定事業者の委託申込入力画面の改善、具体的な照会事項への個別対応、当協会ホームページやチャットボットのQ&Aの拡充等を行った。なお、同センターによる令和6年度の個別対応件数は、特定事業者関係3,770件(前年度3,731件)、商工会議所・商工会関係173件(同123件)、市町村関係399件(同110件)、その他300件(同180件)、計4,642件(同4,144件)であった。HP問合せ窓口一本化により、市町村からのあるいはWEBを通じての問い合わせが増加した。

(3) ICT活用による業務の生産性向上

当協会の事業基盤強化の一環として、引き続きICTの活用による業務の生産性向上、ワークスタイルの変革に取り組んだ。具体的には、WEB会議システム、プロジェクターを活用した内部会議のペーパーレス化を徹底しつつ、全職員に貸与のパソコン及びスマートフォンなど、テレワークに対応した情報通信機器の一層の活用を促進した。また、経理システム及び勤怠システムのクラウド化を実施した。

Ⅲ 会議開催状況

1. 第1回定時理事会・定時評議員会

(1) 第1回定時理事会

○日 時：令和6年6月10日（月）10時30分～12時00分

○場 所：協会大会議室 及び オンライン

○理事出席：16名

○議 事：

今回の理事会もオンライン出席も可能としており、オンライン出席者の本人確認と意見表明・議決権行使が可能な通信状況を確認の後、議事に入った。

<審議事項>

① 令和5年度事業報告（案）について

② 令和5年度財務諸表（案）について

③ 監事による「会計及び業務に係る監査報告」について

議長の指示により、資料に基づき、①については先ず、西山専務理事より令和5年度の再商品化の量・金額の実績についてフロー図を用いて説明し、次に栗原常務理事より、令和5年度事業報告（案）の概要について説明した。

また、②については高松理事・事務局長から決算資料に基づいて説明を行い、引き続き、古田監事から「当協会の事業報告書及び財務諸表について監査を行った結果、適正に処理されている」旨の報告があり、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、①、②いずれも異議なく承認された。

④ 評議員会への提案事項について

(イ) 評議員の選任（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき、任期途中における評議員の選任（案）について下記のとおり説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認され、定時評議員会に提案することとなった。

就 任	退 任
小平 忠久	江國 清志
近藤 麻子	本木 時久
飯島 由紀	倉持 徹雄
原 孝治	高崎 政則
宮崎 淑夫	沼田 一政
猪俣 恵美	長縄 豊明
高岡 弘光	西條 宏之
西阪 義晴	安田 洋子
坂本 修	金丸 康夫
片桐 薫	齊藤 昭

(ロ) 理事の選任（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき、任期途中における理事の選任（案）について下記のとおり説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認され、定時評議員会に提案することとなった。

就 任	退 任
清水 浩	加藤 英仁
大久保 信隆	栗原 正雄
野中 秀広	久保 直紀

⑤ 役員賠償責任保険への加入について

議長の指示により、高松理事・事務局長から見積書を含めた資料に基づき、明治安田損害保険株式会社との間で締結する保険契約の内容について説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認された。

⑥ 令和6年度定時評議員会の開催日程と議事等（案）について

議長の指示により、高松理事・事務局長から資料に基づき、開催日程と議事等（案）について説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により、異議なく承認された。

<報告事項>

① 普及啓発・リスク管理に係る令和5年度報告（令和6年度落札結果を含む）等について

議長の指示により、長塚理事・企画広報部長から資料に基づき、各素材・手法別の加重平均落札単価及び落札数量とPETボトル・紙製容器包装の有償及び逆有償落札状況などの令和6年度「落札結果」、協会ホームページ・容リ協ニュース・年次レポート、メディアやイベントを活用した広報活動の展開等の「普及啓発活動」、主要なリスク要因と危機管理重点項目への対応・再商品化事業者への措置等の適用状況・不適正行為通報・危機管理体制の維持強化・適切な情報開示によるガバナンスの確保など「リスク管理」及び「再商品化義務不履行事業者（ただ乗り事業者）への対応」について報告した。

併せて12月の令和5年度第2回定時理事会以降、直近までにおける自らの職務執行報告があった。

② 令和5年度素材別再商品化実績等について

議長の指示により、ガラスびん及び紙製容器包装については雨宮理事から、PETボトルについては吉田理事から、プラスチック製容器包装については前川理事から、それぞれの素材ごとに資料に基づき、令和5年度の再商品化の実績（市町村からの引取数量、再商品化製品販売量等）について報告した。

併せて各理事から12月の令和5年度第2回定時理事会以降、直近までにおける自らの職務執行報告があった。

③ 令和5年度発火トラブル報告及び令和6年度対応（プラスチック）について

議長の指示により、前川理事・プラスチック容器事業部長から資料に基づき、

プラスチック製容器包装再生処理事業者におけるリチウムイオン電池等の充電式電池などが原因と思われる発煙・発火トラブルの令和5年度件数と防止の取り組み及び令和6年度対応計画について報告した。

④ 業務執行理事の職務執行報告

先ず議長である金子理事長から報告があり、次に議長の指示により、西山専務理事、栗原常務理事、高松理事・事務局長から、それぞれ12月の令和5年度第2回定時理事会以降、直近までにおける自らの職務執行報告があった。

(2) 定時評議員会

○日 時：令和6年6月26日（水）13時30分～14時40分

○場 所：AP虎ノ門 会議室A 及び オンライン

○評議員出席：33名

○議 事：

今回の評議員会もオンライン出席を可能としており、オンライン出席者の本人確認と意見表明・議決権行使が可能な通信状況を確認の後、議事に入った。

<審議事項>

① 評議員の選任（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき、任期途中における以下の評議員の選任（案）について候補者ごとに諮ったところ、各候補者が出席評議員全員の賛成により、異議なく承認された。

就 任	退 任
小平 忠久	江國 清志
近藤 麻子	本木 時久
飯島 由紀	倉持 徹雄
原 孝治	高崎 政則
宮崎 淑夫	沼田 一政
猪俣 恵美	長縄 豊明
高岡 弘光	西條 宏之
西阪 義晴	安田 洋子
坂本 修	金丸 康夫
片桐 薫	齊藤 昭

② 理事の選任（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき、任期途中における以下の理事の選任（案）に関して候補者ごとに諮ったところ、各候補者が出席評議員全員の賛成により、異議なく承認された。

就 任	退 任
清水 浩	加藤 英仁
大久保 信隆	栗原 正雄
野中 秀広	久保 直紀

＜報告事項＞

- ① 令和5年度事業報告について
- ② 令和5年度財務諸表について

議長の指示により、6月10日開催の当協会令和6年度第1回定時理事会で承認された①「令和5年度事業報告」及び②「令和5年度財務諸表」について、一括して報告した。①については先ず、西山専務理事より令和5年度の再商品化の量・金額の実績についてフロー図を用いて説明し、次に栗原常務理事より、令和5年度事業報告（案）の概要について説明した。

また、②については高松理事・事務局長から決算資料に基づいて説明を行った。

なお、報告事項①②について説明後の質疑応答については次のとおり。

【大塚評議員（早稲田大学大学院 法務研究科）】

資料4－①の事業費で、市町村への合理化拠出金の拠出実績があったということについて確認したい。実際の再商品化費用が想定額を下回った場合に初めて拠出されると認識しているが、2021年度はゼロになったと思う。一旦ゼロになったものが、また相当の額になった経緯を教えてください。

【高松理事・事務局長】

PETボトルのみで拠出された。PETボトルの場合は年度ごとに有償逆有償が大きく変動するが、令和4年度は大きく有償に振れた結果、現に要した費用が小さくなったため拠出金が発生した。

【大塚評議員（早稲田大学大学院 法務研究科）】

今後もっと多く拠出される可能性はあるのか。

【高松理事・事務局長】

PETボトルの場合は有償逆有償の変動が大きいので、他の素材と比べて発生する可能性は高いと言える。

- ③ 普及啓発・リスク管理に係る令和5年度報告（令和6年度落札結果を含む）等について

議長の指示により、長塚理事・企画広報部長から資料に基づき、各素材・手法別の加重平均落札単価及び落札数量とPETボトル・紙製容器包装の有償及び逆有償落札状況などの令和6年度「落札結果」、協会ホームページ・容リ協ニュース・年次レポート、メディアやイベントを活用した広報活動の展開等の「普及啓発活動」、主要なリスク要因と危機管理重点項目への対応・再商品化事業者への措置等の適用状況・不適正行為通報・危機管理体制の維持強化・適切な情報開示によるガバナンスの確保など「リスク管理」及び「再商品化義務不履行事業者（ただ乗り事業者）への対応」について報告した。

- ④ 令和5年度素材別再商品化実績等について

議長の指示により、ガラスびん及び紙製容器包装については雨宮理事から、PETボトルについては吉田理事から、プラスチック製容器包装については前川理事から、それぞれの素材ごとに資料に基づき、令和5年度の再商品化の実

績（市町村からの引取数量、再商品化製品販売量等）について報告した。

- ⑤ 令和5年度発火トラブル報告及び令和6年度対応（プラスチック）について
議長の指示により、前川理事・プラスチック容器事業部長から資料に基づき、プラスチック製容器包装再生処理事業者におけるリチウムイオン電池等の充電式電池などが原因と思われる発煙・発火トラブルの令和5年度件数と防止の取り組み及び令和6年度対応計画について報告した。
- ⑥ 役員賠償責任保険への加入について
議長の指示により、高松理事・事務局長から見積書を含めた資料に基づき、明治安田損害保険株式会社との間で締結する保険契約の内容について報告した。

2. 第1回臨時理事会

(1) 第1回臨時理事会

○日 時：令和6年10月21日（月）15時00分～15時40分

○場 所：協会大会議室 及び オンライン

○理事出席：19名

○議 事：

今回の理事会もオンライン出席も可能としており、オンライン出席者の本人確認と意見表明・議決権行使が可能な通信状況を確認の後、議事に入った。

<審議事項>

- ① 令和7年度 再商品化実施委託単価（案）、令和7年度 市町村経費単価（案）及び令和6年度 抛出委託単価（案）について
議長の指示により、長塚理事・企画広報部長から令和7年度再商品化実施委託単価（案）及び令和6年度 抛出委託単価（案）について、また、高松理事・事務局長から令和7年度 市町村経費単価（案）について資料に基づき説明した後、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により異議なく承認された。

<報告事項>

- ① 令和6年度協会上期事業活動報告（PETボトル下期落札結果含む）について
議長の指示により、長塚理事・企画広報部長から資料に基づき、（i）令和6年度下期PETボトル落札結果、（ii）令和6年度引取・再商品化製品販売状況、（iii）リスク管理の状況、（iv）再商品化義務不履行事業者（ただ乗り事業者）への対応につき報告があった。
- ② 第2回 定時理事会 及び 臨時評議員会の開催について
議長の指示により、高松理事・事務局長から資料に基づき、今後の理事会、評議員会の開催スケジュール等について報告があった。

3. 第2回定時理事会・臨時評議員会

(1) 第2回定時理事会

○日 時：令和6年12月2日（月）14時56分～16時00分

○場 所：協会大会議室 及び オンライン

○理事出席：18名

○議 事：

今回の理事会もオンライン出席も可能としており、オンライン出席者の本人確認と意見表明・議決権行使が可能な通信状況を確認の後、議事に入った。

<審議事項>

① 評議員会への提案事項

(ア) 令和7年度事業計画（案）について

議長の指示により、資料に基づき、先ず、西山専務理事より令和7年度の再商品化の量・金額の計画・予算（案）についてフロー図を用いて説明し、次に栗原常務理事より、令和7年度事業計画（案）の概要について説明した。

(イ) 令和7年度収支予算（案）について

議長の指示により、高松理事・事務局長から資料に基づき、令和7年度収支予算（案）に関して説明した。

その後、事業計画（案）と収支予算（案）の両議案について、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により異議なく承認され、臨時評議員会に提案することとなった。

(ウ) 評議員の交代（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき次のとおり説明し、候補者につき諮ったところ、出席理事全員の賛成により異議なく承認され、臨時評議員会に提案することとなった。

就 任	退 任
小野里 俊哉	岸野 博行

② 令和6年度「臨時評議員会」の開催日程及び議事等（案）について

議長の指示により、高松理事・事務局長から資料に基づき説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席理事全員の賛成により異議なく承認された。

<報告事項>

① 令和6年度の素材別再商品化実績等について

議長の指示により、ガラスびん及び紙製容器包装については雨宮理事から、PETボトルについては吉田理事から、プラスチック製容器包装については前川理事から、それぞれの素材ごとに資料に基づき、令和6年度の再商品化の実績（市町村からの引取数量、再商品化製品販売量等）について報告があった。併せて各理事から6月の第1回定時理事会以降、直近までにおける自らの職務執行報告があった。

② 再商品化事業を取り巻く環境について

議長の指示により、長塚理事から資料に基づき、令和7年度向け再生処理事業者登録に係る判定結果、再商品化義務不履行事業者（ただ乗り事業者）への対応、容器包装リサイクル制度の普及啓発活動トピックスについて報告があった。併せて6月の第1回定時理事会以降、直近までにおける自らの職務執行報告があった。

なお、再商品化義務不履行事業者（ただ乗り事業者）への対応に関連し、次のような意見、質疑応答がなされた。

【田中理事 ガラスびん3R促進協議会 理事・事務局長】

アンダーラインを引いたところが新たに組み込んだ箇所とのことだが、国との連携の箇所にアンダーラインが無いのは残念だ。容リ法の遵法については、国の役割と認識している。国に対してはもっと本腰を入れて、法律を遵守していない事業者に対して的確な対応を行っていただくよう、重ねて協会から働きかけていただきたい。

【長塚理事・企画広報部長】

国に対しては対応をお願いしており、情報連絡会議の場で各省への依頼事項の進捗確認をしている。併せて、12月9日から始まる特定事業者による申込期間の前に、所管の各団体に対して、国がオーソライズしたものとして当協会のチラシを転送し、リマインドしていただくようお願いしている。諸々の対応を進めていることにご理解いただきたい。

③ 業務執行理事の職務執行報告

先ず議長である金子理事長から報告があり、次に議長の指示により、西山専務理事、栗原常務理事、高松理事・事務局長から、それぞれ6月の第1回定時理事会以降、直近までにおける自らの職務執行報告があった。

（２）臨時評議員会

○日 時：令和6年12月12日（木）13時30分～14時40分

○場 所：ＡＰ虎ノ門 会議室Ｃ＋Ｄ 及び オンライン

○評議員出席：31名

○議 事：

なお、今回の評議員会もオンライン出席も可能としており、オンライン出席者の本人確認と意見表明・議決権行使が可能な通信状況を確認の後、議事に入った。

＜審議事項＞

① 令和7年度事業計画（案）について

議長の指示により、資料に基づき、先ず、西山専務理事より令和7年度の再商品化の量・金額の計画・予算（案）についてフロー図を用いて説明し、次に栗原常務理事より、令和7年度事業計画（案）の概要について説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席評議員全員の賛成により、異議なく承認された。

② 令和7年度収支予算（案）について

議長の指示により、高松理事・事務局長から資料に基づき、令和7年度収支予算（案）に関して説明し、議長より出席者に諮ったところ、出席評議員全員の賛成により承認された。

③ 評議員の交代（案）について

議長の指示により、栗原常務理事から資料に基づき、次のとおり説明し、候補者につき諮ったところ、出席評議員全員の賛成により異議なく承認された。

就 任	退 任
小野里 俊哉	岸野 博行

<報告事項>

① 令和7年度 再商品化実施委託単価、令和7年度 市町村経費単価及び令和6年度 拠出委託単価について

議長の指示により、令和7年度 再商品化実施委託単価及び令和6年度 拠出委託単価については長塚理事から、令和7年度 市町村経費単価については高松理事・事務局長から、資料に基づき報告があった。

② 令和6年度の素材別再商品化実績等について

議長の指示により、ガラスびん及び紙製容器包装については雨宮理事から、PETボトルについては吉田理事から、プラスチック製容器包装については前川理事から、それぞれの素材ごとに資料に基づき、令和6年度の再商品化の実績（市町村からの引取数量、再商品化製品販売量等）について報告があった。

③ 再商品化事業を取り巻く環境について

議長の指示により、長塚理事から資料に基づき、令和7年度向け再生処理事業者登録に係る判定結果、リスク管理の状況、再商品化義務不履行事業者（ただ乗り事業者）への対応、容器包装リサイクル制度の普及啓発活動トピックスについて報告があった。

4. 監事会

（1）第1回監事会

○日 時：令和6年5月24日（金）16時00分～17時30分

○場 所：当協会大会議室

○出席者：10名（監事2名、協会関係者等8名）

○議 事：

①令和5年度事業報告（案）について

②令和5年度決算報告（案）について

③令和5年度普及啓発・リスク管理（令和6年度落札結果含む）等について

④監査法人からの報告について

⑤内部監査結果について

⑥役員賠償責任保険への加入について

(2) 第2回監事会

○日 時：令和6年11月22日（金）16時00分～17時30分

○場 所：当協会大会議室

○出席者：10名（監事2名、協会関係者等8名）

○議 事：

①令和7年度の事業計画案について

②令和7年度の収支予算案について

③再商品化事業を取り巻く環境について

④次年度の監査法人の選任について

⑤今後の公益法人会計基準見直しの方向性について

5. 常設委員会

委員会設置規則に基づき、次の各委員会を構成し、各々下記の活動を行った。なお、いずれの委員会もオンラインによる出席を可能とした。

（注）各委員会委員の氏名は、後述の項目（Ⅳ 組織「3. 常設委員会委員」）に記載。
任期は令和6年4月1日～令和8年3月31日まで。

(1) 総務企画委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 6年6月5日(水) 15時～16時30分	オンライン及び大会議室 8名	① 令和5年度事業報告（案）について ② 令和5年度財務諸表（案）について ③ 役員賠償責任保険への加入について ＜報告事項＞ ① 普及啓発・リスク管理に係る令和5年度報告（令和6年度落札結果含む）等について ② 令和5年度発火トラブル報告及び令和6年度対応（プラスチック）について ③ 令和6年度第1回定時理事会、定時評議員会の開催について
第2回 6年10月18日 (金) 15時～16時30分	オンライン及び大会議室 7名	① 令和7年度再商品化実施委託単価（案）、令和7年度市町村経費単価（案）及び令和6年度拋出委託単価（案）について ② 令和7年度事業計画（案）について ③ 令和7年度収支予算（案）について ＜報告事項＞ ① 令和6年度協会上期事業活動報告（PETボトル下期落札結果含む）について ② 第1回臨時理事会、第2回定時理事会及び臨時評議員会の開催について

(2) ガラスびん事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 6年5月28日(火) 10時30分～12時	オンライン及び大会議室 15名	① 令和5年度ガラスびん事業部業務報告について ② 令和5年度事業報告書(案)について ③ 令和5年度収支決算(案)について ④ 令和6年度ガラスびん事業部活動計画(案)について
第2回 6年10月16日(水) 10時30分～12時	オンライン及び大会議室 14名	① 令和7年度再商品化実施委託単価(案)について ② 令和6年度抛出委託単価(案)について ③ 令和7年度事業計画(案)について ④ 令和7年度ガラスびん事業部収支予算書(案)について ⑤ 令和6年度ガラスびん事業部上期活動報告

(3) PETボトル事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 6年5月31日(金) 10時30分～12時	オンライン及び大会議室 17名	① 令和5年度PETボトル事業部業務報告について ② 令和5年度事業報告(案)について ③ 令和5年度収支決算(案)について ④ 令和6年度PETボトル事業部活動計画(案)について ⑤ 令和6年度下期入札のスケジュール等
第2回 6年10月11日(金) 13時～15時	オンライン及び大会議室 17名	① 令和7年度再商品化実施委託単価(案)について ② 令和6年度抛出委託単価(案)について ③ 令和7年度事業計画(案)について ④ 令和7年度PETボトル事業部収支予算書(案)について ⑤ 令和6年度PETボトル事業部上期活動報告

(4) 紙容器事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 6年5月29日(水) 10時30分～12時	オンライン及び大会議室 14名	① 令和5年度紙容器事業部業務報告について ② 令和5年度事業報告(案)について ③ 令和5年度収支決算(案)について ④ 令和6年度紙容器事業部活動計画(案)について
第2回 6年10月11日(金) 10時30分～12時	オンライン及び大会議室 13名	① 令和7年度再商品化実施委託単価(案)について ② 令和6年度抛出委託単価(案)について ③ 令和7年度事業計画(案)について ④ 令和7年度紙容器事業部収支予算書(案)について ⑤ 令和6年度紙容器事業部上期活動報告

(5) プラスチック容器事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 6年5月28日(火) 13時～15時	オンライン及び大会議室 13名	① 令和5年度プラスチック容器事業部業務報告について ② 令和5年度事業報告(案)について ③ 令和5年度収支決算(案)について ④ 令和6年度プラスチック容器事業部活動計画(案)について
第2回 6年10月10日(木) 10時～12時	オンライン及び大会議室 13名	① 令和7年度再商品化実施委託単価(案)及び令和7年度市町村経費単価(案)について ② 令和6年度抛出委託単価(案)について ③ 令和7年度事業計画(案)について ④ 令和7年度プラスチック容器事業部収支予算書(案)について ⑤ 令和6年度プラスチック容器事業部上期活動報告 ⑥ 令和7年度「プラスチック製容器包装及び分別収集物の材料リサイクル工程で生じた残さの再商品化に係る実証試験」について

6. 再商品化見通し等報告会

各事業委員会及び総務企画委員会の委員全員を対象とした「報告会」。

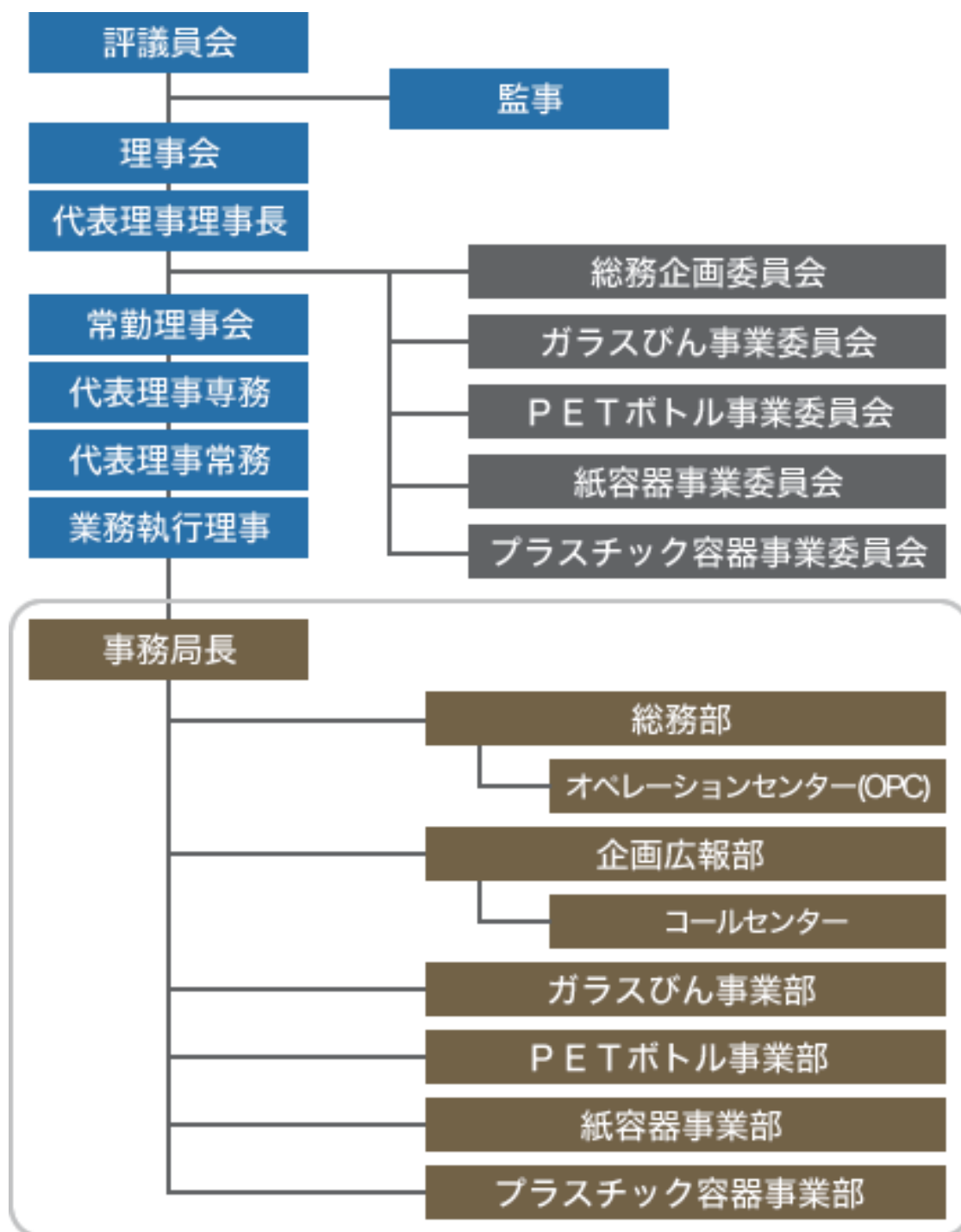
日時	場所・出席者数	議 事
7年3月4日(火) 13時30分～15時	A P 虎ノ門 会議室C+D 及びオンライン 46名	① 令和6年度再商品化実績見通し（総括）について ② 令和6年度収支見通しについて ③ 令和7年度再商品化事業の落札結果について ④ リチウムイオン電池発煙・発火トラブルの状況について

7. その他諸会議等

会 議 名	日 時	場所・出席者数
危機管理委員会	・ 令和5年度リスク対応年間まとめ 及び令和6年度リスク対応目標設定 ： 6年 5月13日（月） 14時～16時 ・ 第1四半期フォロー ： 6年 7月16日（火） 14時～15時 ・ 第2四半期フォロー ： 6年 10月21日（月） 13時～14時 ・ 第3四半期フォロー ： 7年 1月20日（月） 11時～12時	各回とも 大会議室 7名

Ⅳ 組織（令和7年3月31日現在）

1. 組織図



<事務局> 37名（OPC、派遣職員を除く）

2. 役員（理事・監事）・評議員及び会計監査人

（１）役員（第８期理事・第４期監事）

（敬称略・順不同）

役 職	氏 名	所 属 団 体 名 等	左記所属団体等での役職等
代表理事理事長 業務執行理事	金子 眞吾	ＴＯＰＰＡＮホールディングス株式会社	代表取締役会長
代表理事専務 業務執行理事	西山 純生	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	
代表理事常務 業務執行理事	栗原 博	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	
業務執行理事	高松 和夫	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	事務局長・総務部長
業務執行理事	前川 恵士	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	プラスチック容器事業部長
業務執行理事	雨宮 敏幸	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	ガラスびん事業部長兼 紙容器事業部長
業務執行理事	長塚 真行	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	企画広報部長
業務執行理事	吉田 雅治	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	ＰＥＴボトル事業部長
理事	浅野 正彦	ＰＥＴボトル協議会	事務局長
理事	荒井 恒一	日本商工会議所	理事・事務局長
理事	大久保 信隆	公益財団法人古紙再生促進センター	副理事長
理事	川村 節也	紙製容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
理事	小松 郁夫	ＰＥＴボトルリサイクル推進協議会	専務理事
理事	佐藤 克彦	公益社団法人食品容器環境美化協会	事務局長
理事	清水 浩	日本プラスチック工業連盟	専務理事
理事	田中 希幸	ガラスびん３Ｒ促進協議会	理事・事務局長
理事	土本 一郎	一般社団法人プラスチック循環利用協会	専務理事
理事	野中 秀広	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
理事	原田 隆行	日本製紙連合会	常務理事
理事	山田 重紀	日本ガラスびん協会	専務理事
監事	志村 晃司	公認会計士（志村公認会計士事務所）	
監事	古田 茂	弁護士（本間合同法律事務所）	

理事 20 名、監事 2 名

※₁ 第 8 期理事の任期：令和 5 年度定時評議員会（6 月 28 日）終結後

～令和 7 年 6 月開催の定時評議員会終結時

※₂ 第 4 期監事の任期：令和 4 年度定時評議員会（6 月 28 日）終結後

～令和 8 年 6 月開催の定時評議員会終結時

(2) 第4期評議員

(敬称略・順不同)

氏 名	所 属 団 体 名 等	役 職 等
足立 夏子	NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット	事務局長
阿部 勲	一般社団法人日本パン工業会	専務理事
新井 智男	日本洋酒酒造組合	専務理事
飯島 由紀	一般社団法人日本印刷産業連合会	常務理事
井岡 智子	一般財団法人消費科学センター	理事
石川 雅紀	叡啓大学	学長補佐・特任教授
猪俣 恵美	一般社団法人日本貿易会	広報グループ長 兼 サステナビリティグループ長
岩鍛治 淳	日本製菓団体連合会	調査役
岩濱 洋海	日本マーガリン工業会	専務理事
大角 亨	一般財団法人食品産業センター	専務理事
大隅 和昭	一般社団法人日本惣菜協会	常務理事
大塚 直	早稲田大学大学院 法務研究科	教授
大山 誠一郎	一般社団法人全日本コーヒー協会	専務理事
岡南 啓司	日本蒸留酒酒造組合	専務理事
小野里 俊哉	ビール酒造組合	専務理事
小山田 一矢	全国農業協同組合連合会	施設農住部資産管理課長
片桐 薫	一般社団法人日本植物油協会	専務理事
桂川 孝裕	全国市長会	環境対策特別委員会副委員長
金澤 貞幸	公益社団法人全国都市清掃会議	専務理事
川上 景一	一般財団法人家電製品協会	専務理事
川崎 順司	一般社団法人日本冷凍食品協会	常務理事
川村 和彦	一般社団法人日本果汁協会	専務理事
木村 ひとみ	全日本自治団体労働組合	副中央執行委員長
清原 隆生	日本歯磨工業会	専務理事
古賀 明	日本酒造組合中央会	常務理事
小平 忠久	全国卸売酒販組合中央会	専務理事
小林 治彦	東京商工会議所	常務理事
小松崎 眞	全国食酢協会中央会	専務理事
近藤 麻子	日本生活協同組合連合会	組織推進本部長
斉藤 崇	杏林大学 総合政策学部	教授
坂本 修	一般社団法人日本フードサービス協会	専務理事
佐々木 淳	全国商工会連合会	事務局長
佐藤 哲哉	全国中小企業団体中央会	専務理事
佐藤 昌弘	製粉協会	常務理事
佐南谷 英龍	公益財団法人食品等流通合理化促進機構	専務理事
関口 明	一般社団法人日本経済団体連合会	環境委員会廃棄物・リサイクル部会長
高岡 弘光	日本石鹼洗剤工業会	専務理事

田中 要範	全国漁業協同組合連合会	漁政部長
鶴見 和良	全日本菓子協会	専務理事
土橋 芳和	公益社団法人日本缶詰びん詰り食品協会	専務理事
中井 義兼	一般社団法人日本即席食品工業協会	事務局長
那須 俊一	一般社団法人全国清涼飲料連合会	専務理事
西阪 義晴	一般社団法人日本百貨店協会	専務理事
原 孝治	日本スープ協会	専務理事
般若 攝也	日本醤油協会	専務理事
牧野 剛	日本チェーンストア協会	専務理事
宮崎 淑夫	一般社団法人日本乳業協会	専務理事
山本 順二	日本化粧品工業会	専務執行理事
吉田 竹志	全国菓子工業組合連合会	専務理事
和田 務	全日本カレー工業協同組合	専務理事

評議員 50 名

※ 第4期評議員の任期：令和4年度定時評議員会（6月28日）終結後

～令和8年6月開催の定時評議員会終結時

（3）会計監査人 有限責任監査法人トーマツ

3. 常設委員会委員

（1）総務企画委員会

（敬称略・順不同）

	氏 名	所属団体（企業）名	役 職
委員長	大下 英和	日本商工会議所	産業政策第二部長
委員	猪俣 恵美	一般社団法人日本貿易会	広報グループ長兼サステナビリティグループ長
委員	小山 博敬	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	佐藤 澄人	PETボトルリサイクル推進協議会	会長
委員	津垣 修一	コカ・コーラ協会	専務理事
委員	那須 俊一	一般社団法人全国清涼飲料連合会	専務理事
委員	野口 信吾	ガラスびん3R促進協議会	会長
委員	野口 晴彦	紙製容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	藤原 正明	サントリーホールディングス株式会社	サステナビリティ経営推進本部 本部長
委員	牧野 剛	日本チェーンストア協会	専務理事
委員	栗原 博	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	代表理事常務

(2) ガラスびん事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏 名	所属団体（企業）名	役 職
委員長	野口 信吾	ガラスびん 3 R 促進協議会	会長
委員	石塚 久継	石塚硝子株式会社	代表取締役 社長執行役員
委員	加治木 浩則	一般社団法人全国清涼飲料連合会	企画部長
委員	園田 修司	サントリーホールディングス株式会社	サステナビリティ経営推進本部 課長代理
委員	田中 希幸	ガラスびん 3 R 促進協議会	理事・事務局長
委員	堤 健	日本耐酸塩工業株式会社	代表取締役社長
委員	中川 道弘	宝ホールディングス株式会社	サステナビリティ推進室 専門課長
委員	永田 武	日本酒造組合中央会	理事
委員	飛驒 俊秀	日本化粧品工業会	常務執行理事
委員	牧野 良之	東洋ガラス株式会社	取締役執行役員 環境対策推進室 室長
委員	楨林 靖典	大塚製薬株式会社	総務部 環境推進室 室長
委員	山崎 修	一般財団法人食品産業センター	企画・渉外部 次長
委員	山田 重紀	日本ガラスびん協会	専務理事
委員	山村 幸治	日本山村硝子株式会社	代表取締役 社長執行役員
委員	吉川 創祐	キリンホールディングス株式会社	C S V 戦略部 主査
委員	渡邊 隼人	コカ・コーラ協会	幹事
委員	雨宮 敏幸	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・ ガラスびん事業部長

(3) PETボトル事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏 名	所属団体（企業）名	役 職
委員長	佐藤 澄人	P E T ボトルリサイクル推進協議会	会長
委員	浅野 正彦	P E T ボトル協議会	事務局長
委員	井出 大悟	アサヒ飲料株式会社	未来創造本部 CSV 戦略部 r-PET 推進プロジェクトリーダー
委員	香西 陽一郎	キッコーマン株式会社	環境部長
委員	河原 幸朗	株式会社吉野工業所	環境室 参事
委員	小松 郁夫	P E T ボトルリサイクル推進協議会	専務理事
委員	園田 修司	サントリーホールディングス株式会社	サステナビリティ経営推進本部 課長代理
委員	高橋 浩二	三井化学株式会社	P T A ・ P E T 事業部 P E T グ ループ
委員	津垣 修一	コカ・コーラ協会	専務理事

委員	塚本 聡	北海製罐株式会社	事業統括部
委員	中川 道弘	宝ホールディングス株式会社	サステナビリティ推進室 専門課長
委員	那須 俊一	一般社団法人全国清涼飲料連合会	専務理事
委員	庭田 禎久	大塚製薬株式会社	総務部環境推進室課長
委員	福永 祐司	コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社	QSE&サプ ライチェーンエクセレンス統括部 SCM PMO&戦略グループ 統括部リサイクルトランスフ ォर्मーション部長
委員	森 明夫	日本醤油協会	理事
委員	吉川 創祐	キリンホールディングス株式会社	C S V戦略部 主査
委員	山田 久	東洋製罐株式会社	品質保証機能 品質保証部 標準 課 課長
委員	吉田 雅治	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・ P E Tボトル事業部長

(4) 紙容器事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏 名	所属団体（企業）名	役 職
委員長	野口 晴彦	紙製容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	伊藤 忍	一般社団法人日本乳業協会	常務理事
委員	岩鍛冶 淳	日本製薬団体連合会	調査役
委員	大谷 泰久	日本石鹼洗剤工業会	専門職理事
委員	加治木 浩則	一般社団法人全国清涼飲料連合会	企画部長
委員	川崎 順司	一般社団法人日本冷凍食品協会	常務理事
委員	川村 節也	紙製容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
委員	相馬 和仁	日本製紙連合会	原材料部 調査役
委員	高橋 亜子	一般社団法人日本百貨店協会	政策グループ主幹
委員	鶴見 和良	全日本菓子協会	専務理事
委員	戸田 清志	一般社団法人日本印刷産業連合会	環境安全部部長
委員	永田 武	日本酒造組合中央会	理事
委員	野口 義明	日本角底製袋工業組合	専務理事
委員	増田 充男	日本チェーンストア協会	執行理事
委員	山崎 修	一般財団法人食品産業センター	企画・渉外部 次長
委員	山崎 康成	全日本紙器段ボール箱工業組合連合会	理事
委員	雨宮 敏幸	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・ 紙容器事業部長

(5) プラスチック容器事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏 名	所属団体（企業）名	役 職
委員長	小山 博敬	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	荻原 基樹	味の素株式会社	マニファクチャリング戦略部 基盤マネジメントグループ長
委員	片桐 薫	一般社団法人日本植物油協会	専務理事
委員	佐藤 弘樹	東洋製罐株式会社	品質保証機能 品質保証部長
委員	清水 浩	日本プラスチック工業連盟	専務理事
委員	島津 智明	花王株式会社	経営財務部門 危機管理・RC 推進 部 マネジャー
委員	田中 賢一	一般財団法人食品産業センター	企画・渉外部 次長
委員	土本 一郎	一般社団法人プラスチック循環利用協会	専務理事
委員	戸田 清志	一般社団法人日本印刷産業連合会	環境安全部 部長
委員	中井 義兼	一般社団法人日本即席食品工業協会	事務局長
委員	中村 好伸	日本ポリオレフィンフィルム工業組合	専務理事
委員	那須 俊一	一般社団法人全国清涼飲料連合会	専務理事
委員	野中 秀広	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
委員	橋本 信善	一般社団法人日本プラスチック食品容器工業会	専務理事
委員	原田 英明	全日本菓子協会	常務理事
委員	増田 充男	日本チェーンストア協会	執行理事
委員	町田 秀信	日本豆腐協会	専務理事
委員	横田 憲雄	株式会社吉野工業所	環境室リーダー
委員	前川 恵士	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・ プラスチック容器事業部長

V 事業報告の附属明細書

事業報告の附属明細書

令和6年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書は「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため、作成しない。

令和7年6月
公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会